

第10回 北九州市子どもの未来をひらく教育改革会議

日 時 平成20年8月18日(月) 14:00～16:50

場 所 小倉リーセントホテル 1階 ガーデンホール

出席者

(委員) 池田繁美委員、池田正昭委員、井上美奈子委員、小川威亜委員、香月きょう子委員、加藤信夫委員、久保哲哉委員、久米村京子委員、杉本松廣委員、鈴木澄男委員、谷美紀委員、田原憲二委員、恒吉紀寿委員、中川博子委員、仁保一正委員、沼田文子委員、藤岡佐規子委員、堀川英樹委員、彌登章委員、元兼正浩委員

麻田千穂子副市長

(事務局) 教育長、子ども家庭局長、教育委員会総務部長、教育委員会指導部長、教育委員会生涯学習部長、子ども家庭局子ども家庭部長ほか

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 青少年健全育成や心の育ちを支援する方策について

(2) 放課後の居場所づくりのあり方について

(3) 北九州市の教育のあるべき姿・目指すべき姿について

3 事務連絡

4 閉会

配布資料

資料1 : 学校における道徳教育について

資料1-1 : 小川委員 発表資料

資料1-2 : 久保委員 発表資料

資料2 : 北九州市の教育のあるべき姿・目指すべき姿について

資料2-1 : 第8回会議で出された主な意見(抜粋)

資料2-2 : 子どもの未来をひらく教育改革会議 開催日程(案)

資料3 : 第9回会議で出された主な意見

1 開会

事務局： それでは、定刻となりましたので、第10回子どもの未来をひらく教育改革会議を始めさせていただきます。会議に入ります前に、お手元、配布資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の次第でございます。

次が、資料1、学校における道徳教育についてで、A4版1枚ものでございます。

次が、資料1-1、小川委員の発表資料でございます。A4版1枚ものでございます。

次が、資料1-2、久保委員の発表資料でございます。A4版2枚ものでございます。

次が、資料2、北九州市の教育のあるべき姿・目指すべき姿で、A3版1枚ものでございます。

次が、資料2-1、第8回会議で出された主な意見（抜粋）でございます。A4版1枚ものでございます。

次が、資料2-2、子どもの未来をひらく教育改革会議の開催日程でございます。A4版1枚ものでございます。

最後に、資料3、第9回会議で出された主な意見で、A4版3枚ものでございます。

以上、よろしいでしょうか。会議途中でも落丁等ございましたら、すぐにお届けしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

なお、本日の会議でございますが、現在19名のご出席をいただいております。それでは、恒吉座長お願いいたします。

2 議事

座長： それでは、ただ今より「第10回子どもの未来をひらく教育改革会議」を開会いたします。議事については、次第にありますとおり3つあります。

1つ目、「青少年の健全育成や心の育ちを支援する方策について」、2つ目、「放課後の居場所づくりのあり方について」、そして3つ目、「北九州市の教育のあるべき姿・目指すべき姿について」、この3つを予定しています。

今回の委員意見発表につきましては、議題1「青少年の健全育成や心の育ちを支援する方策」に関連して、小川委員と久保委員にお願いしています。

また、第9回で議論しました「部活動の振興や体力向上の方策について」、「学力向上の方策について」、会議で出された主な意見を資料3にまとめております。

それでは、議事に入りたいと思います。議題1「青少年の健全育成や心の育ちを支援する方策」についてです。前回の会議では、青少年健全育成や心の育ちの支援に関連して、「奉仕活動・規範意識」、「不登校・いじめ・校内暴力等問題行動」、「健全育成」といった3つのテーマに分けて、本市での現状、主な取り組み、課題などについて資料の提出がありましたので、これを踏まえて議論をしたいというふうに思います。

また、前回の会議で委員から、提出資料に関連して、道徳教育に関する質問がありましたので、事務局の方から補足説明をしていただいた上で委員の意見交換

に入りたいというふうに思います。

それでは、まず最初に事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局： 指導第一課長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

前回の会議で委員よりご質問がありました、「学校における道德教育」への5つの質問につきまして、担当課よりお答えをさせていただきます。

お手元の資料の1、裏表の資料がございますが、1ページ目をご覧ください。

子どもはさまざまな物事に影響を受けながら成長しておりますが、取り分け強く影響を受ける大人、あるいは社会全体のモラルが低下しているということが、現在、大きな問題となっております。「道德教育は家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、バランスよく取り組むことが重要である」と学習指導要領は示しております。学校におきましては、教科等の学習、学校行事、あるいは総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じまして道德教育に取り組んでいるところでございます。

1点目の道德の時間、この使われ方についてでございます。

道德の時間は学校教育全体で行っております道德教育の、いわば要の時間として各教科等の学習やさまざまな体験などを通して、子どもが人としての生き方について学んだことを補ったり深めたりする、いわば子どもが自分の心を見つめる時間として使われております。

その内容といたしましては、裏側に、2ページに例を、小学校3年生・4年生の分の内容項目を示しておりますが、この学年ごとに、例えば生命尊重でありますとか思いやりの心など、小学校低学年が15、それから中学校で23項目、この内容を週1時間、年間35時間程度使いまして指導をしております。年間35時間程度はありますので、この例えば、18の3・4年の項目でありますと、何回か繰り返す項目が出てくるのですけれども、これが各学校の、いわゆる重点的な指導項目になると、そういうふうにお考えいただいてもよろしいかと思っております。

2番目です。道德の教材の選定と活用についてのご質問がございました。

教材、道德では資料という言い方をしておりますけれども、これは学校長の方針の下に策定されました学校の道德教育全体計画に基づきまして、各学校の道德主任などを中心に、例えば、文部科学省が作成しております「読み物資料」、それから「心のノート」、各教科書会社が出しています資料集、そういう物の中から子どもや学校の実態に応じて資料を選定しております。ただし、道德の資料は読み物の資料だけではございませんで、これらの資料をさまざまに活用した学習活動によりまして、子どもが自分の心を振り返る場面を生み出すと、そういう工夫をしているところでございます。

3番目は道德の評価の問題です。道德教育が目指す道德性につきましては、子どもの人格全体、あるいは人間性にかかわるものでございます。そのため、学習指導要領では道德の時間の評価につきまして、数値などによる評価は行わないというようにしております。これは、一人ひとりの子どもがどのような物の見方、考え方、感じ方をし、成長しているのか、教師は日々の学校生活の中における子どもの成長を見守りながら、子どもたちがより良く生きようとする、そういう努力を評価し、まあ、励ますような評価をするということにしております。

4点目でございます。教師がどんな指導を受けているか、道德教育に関する研修についてのご質問がございました。

道徳の時間の指導を充実させるために、教員研修を充実させることは重要な課題だと受け止めております。そのために教師全員が受ける研修、例えば、新採教員の研修でございますとか、3年次の研修、あるいは10年次教員の研修、こういう研修には道徳の授業実践に基づく研修がそれぞれ位置付けられております。管理職に対しましても講習会を開いているところでございます。

また、教育センターでは道徳の授業づくりの研修、夏、この前終わったばかりでございますが、数回のシリーズで組み立てて実施をしております。この研修は大変希望者が多く、毎年100名を超える受講者があるという報告を受けております。

各学校におきましても校長の指導の下、授業研究や講師による講話を通した校内研修を実施しているところでございます。今後、この教員研修は充実させていくこと、これは一つの大きな課題だというふうに受け止めております。

学校長は、では、道徳教育にどうかかわっているかというご質問でございました。

学校長は道徳教育の全体計画を作成しまして、学校教育全体を通して豊かな心の育成に取り組む、学校の中心的な役割になると、こういう位置付けで考えております。また、校長先生自ら道徳の授業を行ったり、あるいは道徳の時間に、一緒に補助に授業の中に入られまして、自分の子どもころの体験談とか、自分のお話をされたり、そういうようなかかわりをなさっているケースもあります。また、始業式ですとか、終業式ですとか、卒業式とかでございます。こういう時に、そういう機会をとらえて子どもの心を育てるような講話を行うと、こういう直接的なかかわりもしていただいています。

「校長先生が道徳の時間に積極的にかかわるよう」と、これは学習指導要領も求めているところでございますので、管理職の講習会などにおいて、「ぜひ積極的に」ということを、お願いをしているところでございます。大きくは以上でございます。

それと座長、前回「ひまわり」のことについて質問があったということですが、私、前回出ておりませんでしたので、多少補足をしようかと思いますが、いかがなものでしょうか。

座長： はい、ではお願いします。

事務局： 「ひまわり」音読暗唱集に取り組むことと、学力との関係についてのご質問があったというふうに伺っております。今回、その言葉の力を育てるということに取り組むことになりました背景、このおおもとは今回の中教審の答申がございます。

答申では、「言葉の力は子どもの知的な活動や感性・情緒の基盤である。この基盤を育てるために、小学校低・中学年において、音読や暗唱、対話・発表などにより基本的な国語の力を育てる」と、また、「古典の暗唱などにより、言葉の美しさやリズムを体感させ、発達の段階に応じて、要約・説明・論述などの言語活動を行う能力を培う必要がある」と、こういうふうに強調されております。

この答申、及び検証改善委員会からの提言を踏まえまして、現在プロジェクトチームを組んで、総合的な学力向上策に取り組んでいるところですが、当面の方策として、いわゆるAにかかわる「基礎的な知識・技能」、およびBの「活用する

能力」につきましては、問題集であります「学習プログラム」でありますとか、「言語力の向上」についての授業改善の手引き、そういうものを活用しながら、とにかく授業を変えていくということに現在取り組んでおると。それと同時に、このA・Bの学力を育てるための基盤、いわば学びの土台づくりとして、「音読・暗唱」による継続的な取り組みを進めると、こういう基本的な考え方でおります。

継続して「音読・暗唱」に取り組むことにつきましては、昨年度・一昨年度、前、福岡教育大学にいらっしゃいました油布佐和子教授のご指導の下に、本市の教育センターの研修員が市内の小学校におきまして、継続して暗唱に取り組んだら一体どういう効果があるのかということ、調査を行っております。

それによりますと、暗唱を継続した学級では「読字数」、つまり文字を読む、1分間に読む文字数、あるいは「書字」(一定時間に書ける文字数)ともに伸びが大きいということ。それも、学年が下がるほど効果は大きいと。具体的な数値はちょっと省きますが、日常の読書量が増えてくる、音読などの国語力が向上する、これはもう、音読は当たり前だと思います。記憶力・集中力、また、生活態度が落ち着いてきたなどの効果も報告されています。記憶するということが得意な小学校低・中学年に、こうした取り組みを進めるとともに、もう一つは、「教育の時差」と言うのですか、今すぐの効果ではないのですけれども、5年後、10年後、いわゆる名文をそらんじることができるというのは、子どもにとって大きな財産になるものと考えて取り組んでいるものでございます。

この作品の選定基準についてご質問があったそうでございますが、先ほどの教育センターの調査でございますと、子どもが好む暗唱教材について、次のようなデータを受けております。

小学校の低学年、これは入門期ですが、リズムのよい口語詩、平たいリズムのいい詩を好むと。古典になりますと、「いとおかし」とか「～けり」といったような、そういう表現にとっても興味を示すと、暗記してしまうのも早いということで、小学校2年生での希望のベスト3は、1位が「平家物語」、2位が「竹取物語」、3位が「枕草子」だったということでございました。

小学校の中学年になりますと、これは古典の言葉の面白さ、リズムのある作品、そして、それと同時に漢詩に興味を示すようになると。逆に小学校の低学年はあまり漢詩には興味は示さないというデータも出ておりました。

高学年になりますと次第に意味内容を求め、情緒的で心に響く内容に興味が移ってくると。

こういうような調査結果も踏まえまして、学校の教員で組織いたしました「ひまわり」の作成委員会で、いわゆる「人口に膾炙する」と言いますか、よく知られた詩、それも中学校の教科書にもう一回出てくると、そういう詩を基本的に古典・名文、あるいは優れた表現の文章などの観点で作品を選定したわけでございます。

要は、子どもが楽しく暗唱に取り組むこと、これが基本だというふうに思います。現在、市内いろいろな学校で実践をしていただいておりますが、例えば、若松区のある小学校、これは修多羅小学校ですが、昼休みに暗唱の自慢大会というのをやっていると。この中には、最近は保護者の方もお出になって、自分もおうちで覚えてお出になるということで、「山のあなた」でありますとか、「くもの糸」などの暗唱をして、おうちの方も子どもと一緒に取り組んでいらっしゃるというような報告も聞いております。

活用の仕方については、説明会、あるいは国語の主任会などを通して周知を図ってきたところでございますけれども、まだまだ不十分とのご指摘もあったようでございますので、今後も各学校に対し、働きをかけまして、より実践を広めてまいりたいと考えております。

お時間いただきまして、ありがとうございました。

座長： ありがとうございました。前回、質問のあった点、それから前回の補足について、先に事務局のほうから説明をしていただきました。

それでは、委員発表に移りたいというふうに思っています。今回、このテーマに関しましては、小川委員、久保委員に意見発表をしていただくことにしています。

なお、小川委員の発表につきましては、他の委員の皆さまは、既に第7回会議でご意見をいただきましたけれども、「教育日本一」についてのご意見も含めて発表をお願いしたいというふうに思います。

それでは、小川委員よろしくお願いいたします。

小川委員： 皆さん、こんにちは。委員の小川です。弁護士をやっております。失礼ですが、座って話をさせていただきます。

私のレジュメ、資料1 - 1に沿って発表いたします。

私、2000年から弁護士をしておりますので、まだ10年たっておりません。その間、登録当初から少年事件に携わりまして、付添人活動をしておりますので、それを通じて感じたことと、あと、これもまた登録当初から、「子どもの権利委員会」という委員会に所属しておりますので、そこでも活動しておりますので、その委員会での活動で経験したことを通じてお話しさせていただきたいと思っております。

福岡県では少年事件につきまして、少年審判に、すべての少年に付き添いを付けようと、付いてもらおうということで活動しておりますので、北九州市でもその活動しております。保護者の方がよっぽど断ることがあったりすれば別なのですが、基本的には全件に付くということで活動しております。

そういった活動を行っていて、また同僚の弁護士の話聞いていて感じることは、まず、北九州市で少年事件が増えているという印象はありません。今回の、この会議の資料で、前回配られていたものを見ると、実際に増えているということはないのかなというふうに思っています。ただ、逮捕される程ではない非行が増えているのかもしれませんが、それだけ軽微な非行だけ増えるというのも変な話ですので、恐らく量的に増えているということはないのだろうと思います。

質的に何か変化があるかということ、これも個人的には感じることはないんですね。同僚の話聞いても、特に委員会でそういう意見交換があったりということはありません。ただ、いくつか質的なもので言うと、センセーショナルに報道される事件がいくつかあったりするので、そういったのが、印象としては影響しているのかなとは思っています。

援助交際のふりをして呼び付けた被害者の方から強盗しようとして、その被害者の方が亡くなったとか、そういった事件がありましたので、そういった事件の報道が大々的にされたりすると、また印象が変わってくるのかなと思いますが、そういう重大事件は、ある程度の間隔を置いて、北九州管内で私も耳にしていますので、ですから、特段質が悪化したとか、凶悪化したという印象もありません。

福岡と北九州と両方で少年事件に携わった方から聞いた話があるんですけども、都会の福岡のほうが非行の程度が進んでいると。ただ、北九州では、結構、田舎の素朴な、もう非行少年と分かるほどの素朴な印象があるのだけれども、では、その少年を、審判を経てどういう指導をするかという時には、やはり家庭の事情とか、そういうのがとても関係してきますけれども、そういう時に、家庭に帰していいのかと考えた時には、ちょっと家庭が荒れていてとても帰せないとか、帰すには帰すのだけど、大丈夫かなと心配になる家庭が多いとか、そういう印象を聞いたことがあります。

私個人は、付添人活動を通じて思うのは、ひとえに非行の原因は家庭にあるのではないかなと。家庭にあるというか.....家庭が疲れているというのが、表現として当たっているのではないかなと個人的には思うんですけども、親御さんが悪いと、まあ、そういう場合もありますけど、そういう意味ではなくて、やはりいろいろな意味で家庭が疲れている。友人関係で悪い道に引き込まれるというケースもあるんですけども、それはほとんど最後の引き金部分だけの印象を受けています。親御さんがしっかりしているのに、子どもが非行に走るとかいうケースは、私個人はほとんど経験したことはありません。

家庭がどうしてもそんなに疲れているのかということころは、やはり経済的なところが一番目に付きます。ただ、少年付添人活動は大体4週間くらいなんですね。鑑別所に少年が入って少年審判があるまで4週間なので、その間にどれだけ親御さんが付添人に心開いてお話しされているかというのは、まあ、ちょっと反省もしないといけないところではあるんですけども、そんなに心開いてという感じではないとは思いますので、もっといろいろ、経済的以外の問題もあるのだろうと思いますけれども、そこまではあまり見えてこないという印象も持っています。

時々、保護者の方の中に、これからどうしましょうかと、これからどうやって子どもさんと向き合っていくでしょうかという話をする時に、まあ、少年がまじめになるかどうかは本人次第だという話をされる方、結構いらっしゃるのですが、どうも私の印象ではそういう方も、結局子どもと向き合う時間がないご家庭のような印象を受けています。

そして、家庭がとても疲弊しているという状況なんですけれども、それを補うのがなかなか、補う地域とか親せきとかいうのはない.....ないと言うか、そのご家庭だけでなく地域全体が、なかなか観護能力が落ちてきているのではないかなという印象はあります。

それで、学校にいろいろ助けてもらえたらなという印象も受けるんですけども、なかなか高校レベルになると難しい印象があります。私立高校だと、もう、弁護士が付くような少年事件になるとほぼ退学、それも自主退学を大体させられているというか、勧められてというか。最初に親御さんに会って、「学校の件で...」、「そうですか、もう自主退学手続きをしました」というふうに、弁護士が会う前にそういう話になっているケースもありますので、そこら辺は弁護士が事件直後に付くのではなくて、鑑別所についてから、少年が鑑別所に送られてから弁護士が付くという、遅れがあるからという問題点もあるのはあるんですけども、やはり、なかなか高校段階だと退学に追い込まれるケースが多いと。

逆に中学校だと、とても熱心に指導されていて、何度も私のほうに、弁護士のほうに連絡くださる先生もいて、すごく頭の下がる思いをするんですけども、なかなか、その先生の熱意、先生は相当負担が掛かっているのではないかなとい

う印象があって、それを学校側がうまく、組織としてフォローする制度があったらいいのではないかなというふうに、個人的には強く感じています。

あと、子どもの権利委員会で、毎月1回「子ども総合センター」……昔は「児童相談所」ですね。今は名称が変わっているんですけども、そのセンターの職員の方々と毎月1回委員会をやって意見交換をしています。その中で、いろいろな事例を持ってきていただいて、それに法律的にアドバイスしたり、意見交換をしたりということをやっております。

それでお話を聞いて、やはりいろいろ思うのが、虐待をしまっている家庭の問題と、非行少年がいる家庭の問題というのが、やはり、とてもリンクしていると言うか、連動性があるなというところがありますので、非行少年は昔はちょっと虐待されたのかなと。また、その親御さんも、もしかしたら昔はそうだったのかなとかいう流れが、やはり何となく見えてきますので、その家庭ごと何とか地域なり社会なりで救ってあげる必要があるのではないかなと。

やはりセンターの職員さんといろいろ話していて悩むのは、虐待を受ける子どもさんを家庭から一時保護とかいう形で児童相談所に連れて行くのがいいのかどうか。果たして裁判所が一時保護を許可してくれるのかどうかとか、そういうところで話し合ったりするんですけども、法律的な条件、要件ですね。裁判官を説得できるのかという問題も、もちろんあるんですけども、裁判官の説得うんぬんではなく、それがいいのか悪いのか、一度引き離してまた子どもたちを両親の下に戻してあげることができるのかとか、そこら辺がやはりとても悩みを……。会議では悩むばかりで、もちろんなかなか結論は出ないんですけども、そういった活動をしていますので、やはり、そこで思うのが、家庭を何とか支援できたらなということ強く感じています。

センターの職員の方々は本当にいろいろご苦労されていて、弁護士はセンターの職員の方からいろいろ情報というか、こういう家庭があって、こうやって対処していて、こういう法的措置はどうでしょうかという相談を受けるだけなんですけれども、センターの職員の方々は、じかに子どもたちを目の前にして、また、怒鳴り込んでくる親御さんとかもたくさんいるようですけれども、そういった方々と対峙したり、逆にアドバイスだったり、いろいろ接触していらっしゃるのですけれども、そのセンター職員の皆さまにも本当に頭が下がる思いで、大変なご苦労をされているなと強く感じています。

やはり、学校の先生だったセンターの職員の方々、家庭の観護能力が落ちていて、地域もなかなかそれをサポートできないというところで、結局、社会全体というもう少し広い枠で、学校やセンターの職員の方々が頑張らざるを得ないという現状が、今はあると思いますので、そこをぜひ充実して、子どもたちのいろいろ置かれた現状をいい方向に回復させていけたらなということ、私としては強く感じています。

それで、「教育日本一」に関する思いをとということなので、私が前回欠席したもので、皆さんがどのようなご発表をされたのかなと、ちょっと分からないんですけども、私自身はこういう弁護士として活動していて、そうですね、日本一…子どもたちから見て日本一……。地域の大人みんなが日本一、自分たちのことを気にしてくれているなと、そういう印象を持てるような行動がいいのかなと。具体的にどんな行動がいいのかとかいうのはちょっと分からないんですけども、それがなんとなく思っていることなんです。

私も付添人活動をやっていて、最初のうちは、結構、「何でそんな事件起こしたんだ」みたいなことを言っていたような時期もあったんですけども、ある経験して、事件起こしたのはもう今さら取り返しつきませんから、という姿勢で話をするようになって、多少なりとも少年がいろいろ話してくれるようになったなという印象があるので、本当に、大人が子どもたちを肯定的に見てあげられるような体制をつくってあげることが大切なのではないかなと、今はそういうふうにあります。

以上です。

座長： ありがとうございます。子どもたちの付添人活動や、子どもの権利委員会等の活動を通じて、北九州のいろいろな非行の問題を考えると、家庭に下りてきて、経済的な問題、格差と言われるような影響の中で、家庭が非常に疲れている状況が出てきていると。それを救う、あるいはその観護能力を補うような仕組みを北九州でつくっていく必要があるのではないかというようなことでした。

ただ、現状では、学校やセンターも頑張らざるを得ないというような姿勢、状況になっているということでしたので、それをフォローしていくような仕組みと同時に、家庭だけで、あるいは家庭や地域の観護能力全体を高めていくような、あるいは回復させていくような手立てということも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

続きまして、久保委員にお願いしたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

久保委員： 久保です。このテーマについての説明をする前に、事務局並びに副市長さんをお願いをします。議論を進める上で大切な問題としますので、よろしくお願いいたします。回答は、次回10月の教育改革会議でお願いします。

子育て支援問題、後期次世代育成行動計画についてです。

ご存じのように次世代育成支援対策推進法に基づいて、自治体は子育て支援の行動計画の策定が義務付けられています。平たく言えば、自治体、つまり北九州市は、子育て支援を教育委員会に任せるのではなく、積極的に支援しなさいという法律です。

北橋市長がこの行動計画の策定を2008年度に着手すると2月の市議会で表明しています。そして、子育てに関する親の責任や自覚を重視するとともに、家庭の教育力向上につながる支援策を盛り込みたいとコメントしています。子育て支援の最も重要な、今日的な課題を踏まえたコメントです。メッセージです。全く同感です。子どもの生活の乱れや、親子ともどもの規範意識の低下を克服し、楽しく豊かな子育ての可能な支援策、その策定が問われているからです。

これは可能なんですね。北九州でできるんです。最重要、最優先の課題です。

北九州の子どもや親の生活実態と、北橋市長のコメント、メッセージとの整合性のある行動計画の策定が必要です。策定の進捗状況を教えてもらいたいと思います。

平成17年度に策定した、前期行動計画「新新子どもプラン」、このような行動計画では、家庭の教育力の向上、その効果が全く期待できません。何の役にも立っていません。行動計画の策定は、市長部局の総務市民局、子ども家庭局、そして市教委にまたがっています。その取りまとめの所管は麻田副市長さんでしょう

から、この回答をぜひ一つお願いします。

その場合、この法律の精神、果たす役割についてもご教示願いたい。何よりも、北橋市長の「子育て・教育日本一の北九州」、「夢のある、希望の持てるアクション・プログラム」、行動計画の策定をお願いします。3、4分で結構です。10月にどうか、夢のある希望の持てるお話をお聞かせください。

では、このテーマについての意見を述べさせていただきます。

北橋市長は先日のこの教育改革会議で、次のような発言をされました。「企業の方が転勤して来られて、北九州は子育てがしやすく、学校も素晴らしい、北九州に転勤してきて大変よかったと、喜ばれる学校であり北九州でありたい」、そんな発言がありました。この発言は、北九州のすべての小中学校に、学級崩壊や教育困難校があってはならない、私はそのように解釈します。

説明資料を事務局に提出しています。どうぞご覧ください。メインは「心の育ちをめぐる課題」、サブは「主として校内生活のあり方を中心として」です。

困みの中を読みます。「すばらしい教育活動を計画してもよって立つ基礎基本がぐらついていては、砂上の楼閣に等しい。学校生活のあるべき姿を追究することは、極めて重要な教育課題と考えます。補足します。人的・物的に、よりよい教育環境の中でこそ、健全な心は育つ。この認識がまず基本です。家庭であれ学校であれ地域であれ、子どもを取り巻く環境が悪ければ、子どもの心が育ちません。心が死んでしまいます。いくら道德教育を叫んでも、やはり、むなしいような気がします。

もちろん、学校での教育環境の中心は教師です。先生です。いじめという言葉がマスコミに登場したのが昭和60年12月です。昭和60年ですから二十数年前ですね。その翌年、2月3日に自殺した中2の鹿川裕史君、お名前は記憶にあると思います。鹿川裕史君の遺書全文が、各新聞の朝刊に掲載されています。遺書はあまりにもむごいので割愛します。

いじめについては、北九州でもすべての学校で、必死で取り組んでいます。私たち星陵中では……私はその学校にいました。若い先生の発案で、いじめを道德教育の延長線上に位置付け、生徒・保護者・教師が協働して、いじめは絶対に許さないという言葉を出発点として、星ヶ丘カレンダーを作成しています。

道德教育は、やはり学校だけではできないのです。こういう活動が必要ではないかと。当時の小野元之教育長が、このカレンダーを文部省に持参しています。当時文部省は、特色ある学校づくりを提唱していたからでしょうか、大変感謝されたと、直接、教育長から聞いています。このカレンダーを教育長自ら、PRにも努めています。

人的・物的教育環境づくり、整然とした学校生活、その営みこそがいじめを許さない土台になります。学校成立の最低の条件でもあります。県教委の推薦によって、環境教育全国大会で本校の女の先生が発表しています。実践のアウトラインを説明します。

まずPTAは、星ヶ丘カレンダー特別委員会を設置しています。廃品回収を毎週月曜日やっています。すさまじいほどの協力ぶりでした。また標語を2種類、全保護者から募集しています。「いじめ撲滅」と「私たち大人から君たちへの願い」の2種類。生徒は「いじめ撲滅」と「私たち生徒から大人の皆さんへのお願い」の2種類です。この標語活動は、親と子の意思の疎通に非常に役立っています。学校の廊下には、生徒会美化委員会の手で、毎週月曜日の朝、花が生けられます。

その花の下には、掲示委員会の手で、標語が掲示されています。毎月、標語の入れ替えがっております。

生徒会学習委員会は、冊子「私の学習法」を作成し、全保護者に配付しています。3年生はどんな家庭学習をしているのか知りたいという、下学年の生徒や保護者の要望に応じて、学習委員会顧問の先生の発案でつくった冊子です。下級生や保護者から大変感謝されたことを記憶しています。

教育は創造、つくり出すものです。毎日、集会時には、全校生徒全員で合唱します。全員合唱ですね。清掃・掃除は2種業務員、事務職員、教頭、校長すべて一斉に清掃に参加します。監督をする先生はいません。師弟同行、全員清掃です。小学校からも見学に来ていました。

そして私は翌年、全九州中学校校長研修大会、鹿児島大会で基調提案をします。その内容を簡単に説明します。

ご存じのように、現在の世界の教育手法には、二つの潮流があるようです。フィンランド・メソッドとアメリカン・メソッドです。その前に、日本的な教育手法の存在を忘れてはならない、私はそう思います。文科省もこのことを忘れてるように思います。残念です。

私の説明資料の2枚目の、4行目から読ませていただきます。

「日本の伝統的な教育概念、教育手法は2点あります。その1点は生徒指導です。キーワードは自己実現。子ども一人ひとりの健やかな成長を阻む要因を除去する営み」、これは大事ですね。もう一回言います。「子ども一人ひとりの健やかな成長を阻む要因を除去する営み　　なんか、そんなことか、との声が聞こえそうですが、崇高な理念です。最近特に希薄になっているようです。残念なことです」。

これは、説明が1時間、2時間必要ですので省略します。

「もう1点は、“学校文化”と呼ばれる教育概念、その中心課題は、自治能力の育成です」。小学校は小学校、中学校は中学校の、自治能力の育成のあり方があります。「自分たちの学校生活を守る力、育てる力、そして学校生活を豊かにし、創造する力を育てることです。授業態度の乱れを克服し、規律を守っていく態度、そして文化やスポーツの活力を創造し、自分たちの学級・学校を楽しく、学びがいのある場にしようとする力、態度。その育成こそが学校生活の基盤になります」。

私は、家庭生活の基盤は、「早寝・早起き・朝ごはん」と言いましたが、学校でもやはりこのリズムづくりが必要なんですね。もっとこれを、教育委員会が率先して、やはり指導する必要があるのではないかと考えています。

「具体的には、学級や学校は、学習の場としてふさわしく整美されているか(整美です)、チャイムと共に動いているか、係活動は機能しているか、話を聞く態度は育っているか、みんなで掃除をする豊かな心は育っているか等々は、学校生活の土台です。この教育についての考え方を日本の教育文化と言うそうです。若年教師のころ」、したがって今から4、50年前です。「研究者から伝受された文言です。この再生こそ緊急の教育課題と考えます」。

あとは説明を省略しますが、この2点については、教師の資質として研修を深める必要を痛感します。

余談ですが、北橋市長が先日この会議で、私のひまわりの会の実践を、現場主義という言葉で評価していただきましたが、私は、私たちの実践を、「現場主義プラス実証主義」と考えています。実証がなければ理論に支えられた実践と言えな

いからです。

最後に、教育長さんをお願いします。

この教育改革会議も、各テーマの議論は一応の区切りがつつあるようです。副市長さんには、行動計画についての、夢のある希望の持てるプランの策定をお願いします。教育長さんにもお願いします。北橋市長の「子育て・教育日本一」との関連で、「夢のある希望の持てる施策について」のお話を、3、4分で結構です、次回にぜひお願いします。

以上です。

座 長： ありがとうございます。ご自分の具体的な経験の中での成果ということを少し紹介していただきながら、生活指導、学校文化という中での自己実現、あるいは自治能力の育成、並びに日本的な学校文化というものをきちんと押さえていく必要があるのではないかと、というようなことも踏まえて提言をいただきました。

今回、議題は「青少年健全育成や心の育ちを支援する方策について」です。心の育ちという問題から、青少年健全育成の論点が非常に多いため、前回の事務局の資料の構成も三つに分かれていましたけれども、奉仕活動や規範意識、そして不登校、いじめ、校内暴力など問題行動、健全育成という三つのテーマを念頭に置きながら議事を進めたいというふうに思っています。

今日、事務局のほうからお願いされたテーマ設定というのは、1つ目の奉仕活動や規範意識に関連しては、思いやりや他者とのかかわり方の基本的なルールを身に付けるための方策や取り組みのあり方ということについて、ご意見いただければということが示されています。思いやりや、他者とのかかわり方の基本的なルールを身に付けるための方策や取り組みのあり方。

2つ目の不登校、いじめ、校内暴力など問題行動に関連しては、予防方策、早期発見、対処のための方策、家庭との連携のあり方、です。

そして3つ目の健全育成に関連しましては、有害情報から子どもを守る方法や、学校、地域、行政、警察など、関係機関相互の連携のための方策、地域における非行防止のあり方、こういったことについてご意見やご提案をいただきたいということですので、そのような観点から委員の皆さんの発言をお願いできればというふうに思っています。

状況に合わせて、それぞれの観点ということを整理したいと思いますけれども、取りあえず、最初の段階ではこの3つのテーマ、このテーマについてということを設定しませんので、広く、青少年の健全育成、心の育ちを支援する方策についてということに関連して、ご意見、ご提案ありましたら、ご意見を出していただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

委 員： 最初に、道徳教育の問題について、前回質問しましたところ、お答えいただいてありがとうございます。

今回の議題が、青少年健全育成や心の育ちを支援するということで、私はこの議題そのものが、道徳教育を充実することがこの議題をしっかりとらえるのではないかなど。そういう意味において、道徳教育というものについてどのように行われているのか。私が感じますことは、学力・体力に比して軽視されているように思っておりますので、道徳教育というものだけではないのでしょうか、これを

しっかりすることによって、青少年の健全育成、あるいは心の育ちというものが養われるのではないか、そういうふうに思って5つの質問をいたしました。

そこで先ほどの、そういう意味において道德教育というものを充実させてほしいという観点から、道德の時間がどのように使われているかということで、35時間ありますということは知っておりましたが、実際に、私が聞くところによりますと、その道德ということについて先ほどの4つの方策、これがきちんと35時間丸々使われているというようなことを聞いておりませんでしたので、まずこれがしっかり、その4つの方策をきちんとしておられるのか、できていなくて他の補習時間に使われているというようなことも聞きましたので、そんなことがあってはいけないと、そういう思いで聞きましたので、この道德の時間が35時間きっちと、この4つの方策で使われているかどうかということ、もう一度、お聞きしたいということ。

もう一つは、道德の評価ということで、数値の評価はいけないということなのですが、教育というのは、よいところは伸ばしていく。しかし、未熟な点は改善していかないといけないと、私は教育というものを思っているわけです。ところが現在の道德の評価、通知表を見ますと、「たいへんよい」というところだけが記載されて、あとは何も無いわけなのです。「たいへんよい」が記載されなかったら、それはよいのか、まだ未熟なのかということが、全く分からないと思うのです。

そういう意味においては、「たいへんよい」、それだけで評価ができるものではありませんし、未熟であれば未熟ですよということを教えてやって、そこを父兄にも知らせ、ここをともに、未熟であるところを正していく、改善するという、こういう指導があってこそ、初めてその教育の真価が問われるのではないかなど。今のような通知表の道德の評価は、数値ではいけないから「たいへんよい」、それ以外は何もないというのでは、未熟になっている点が分からないと思うのです。だから、そこら辺をどのように考えておられるかを、どなたに質問していいか分からないのですが、お聞きしたいと、そういうふうに思っております。

座 長： 事務局のほうから、今のご質問に関して、返答がありましたら。

事務局： 道德の時間のことでございます。年度の終わりに、実施状況の調査を北九州市では行っております。35時間に、これまで全国的になかなか近づいていないという状況がございました。しかしここ数年、各学校にも働きかけをいたしまして、現在、北九州市では、小学校は年間の中で36時間、各学校の平均時間でございます。それから中学校が、これもかなりここ数年で伸びてきて、35.9時間、約36時間近い時間が実施されております。

もちろんその内容等の、今度は質の問題もあろうかと思っておりますので、今後はそういう意味で、道德の時間の授業の質を上げていくということ、これは働きかけをしっかりとしていきたいというふうに考えているところでございます。

道德の評価の問題でございますが、先ほども言いましたように、数値で表せるものではないというのが、これは子どもの心の内面の問題です。ですから、各担任の先生は、この子が全人格としてどういう成長をしているのかということ、肯定的にしっかり見て、指導しております。

ですから、中には、今、委員がおっしゃいましたように、特に小学校の低学年というのは、褒めているだけではいけない成長時期でもあります。いけないこと

はいけないということはきちんとやはり教えねばなりませんので。褒め散らかしているということではなくて、いい悪いはきちんと指導は進めておりますし、それは各学年の発達段階に応じた指導の仕方を評価と同時に進めていると、そういうふうを考えております。以上でございます。

委員： 「たいへんよい」というだけで、どういう指導ができるのでしょうか。要するに「たいへんよい」か、違うかだけの評価ですよね。通知表は「たいへんよい」だけでしょ。

事務局： 通知表でおっしゃっているのは、生活の状況のことを多分おっしゃっているのだと思いますが、これは道徳の評価だけをしているものではなくて、学校の、例えば基本的な生活習慣ですとか、そういう項目を挙げておりますけれども、その中で、子どもたちの、あなたはここに頑張ったというところは、子どもたちに、僕は今回頑張ったんだということを自覚させる意味で、「よい」に丸を付けておると。

ただし、指導の上では、良い悪いということはきちんと指導せねばなりませんので、つまり通知表だけで指導しているわけではございませんので、そういうめりはりのある指導はしているというふうにとらえております。

委員： 4項目ありますよね。道徳というものは4つの視点からの成り立っていますね。私は、自分の会社経営で社会人を見ておりますし、子どもを見ておまして、今の問題は、いじめとか不登校とか、あるいは社会に出たら職場のストレスとかうつ病とか、これは特別な問題ではなくて、実際に出てきている問題なのです。

こういったところはどこから出てきているかという、いろいろな事情はあるんですけども、人間関係能力が全然できていないと思うのです。人間関係能力というのはどこで養うかという、子どもが少ないし親との関係ですから、家庭では限界があるのです。これはやはり学校の中で集団生活の中で、人間関係能力というのは育つものだと思うのです。それは人とのかかわりということで、4項目の中の1項目にあるのですが、この人とのかかわりというのが非常に欠けているような気がするのです。これについて、学校で、もちろん家庭でということですが、家庭ではやはり人間関係能力というのは限界があるので、人間関係能力を育つというのは、小さいときにいろいろな友達とか接しながら、人間関係能力というのは育っていくのですが、こういったことをやはり重点的にきちっと指導するのが、道徳そのものであると私は思うんです。

だから先ほど他の委員が、いじめは道徳の延長線上というような言い方をされましたけど、私は、いじめとか人間関係能力というのは道徳そのものだと思っているのです。だからそういったことを、やはりきちっと評価をしてあげて、君はここが欠けているから、あるいは家庭においてこういうところが欠けているというよりも、まだ発達していないから、ここをともに育てていかないとはいけませんねという、そういう指導ができないと、道徳というのは全く無防備であるというふうにしかとらえられないのです。

現在、やはり、私は社会に、会社というものをしておりますが、いろいろな企業でそういう問題も出てきているわけですが、もちろん、会社の中でもそれぞれ経営者が指導はしていきますけれども、その前の段階でやはり人間関係能力、規

範意識というものは、これは道徳教育そのものですから、そこをきちっとやはり評価をしてあげて、できているというならそれはいいんですが、未熟なところは、ここが未熟なんですよという、学校の先生たちがやはり評価して指導してあげられるという、そういうことがあるといいなというふうに私は思っておるわけです。以上です。

座長： 小学校、中学校の立場から、ご意見いただければと思います。

委員： 道徳における評価、これを数値化するかどうかというようなことが今出されましたが。

委員： ごめんなさい、数値化するということではないですね。

委員： 評価することですね。

委員： 昔は、A、B、Cとか、「たいへんよい」とか、「よくない」とか、「普通」とか、そういうものがあつたから、そういう意味において、数値化でしなさいというのではありません。

委員： 子どもに、やはりいけない行動とかよくない行動とか、あるいは友達にいじわるしたとか、あるいはいじめ的な言動をしたとかというようなことについても、当然、学校はきちとした指導をしていくんですね。併せて、保護者にも、今、学校評価の集計はしておるのですが、保護者の声の中に、学校でいけないことをしたときにはちゃんと保護者に知らせてほしいと。そして、家庭でもしっかり指導したいというようなことがありました。全く同感で、やはり保護者は自分の子どもが学校生活でどんな生活をしているのか、しっかり決まりを守っているのか、友達と楽しく過ごしているのか、いたずら等していないのか、等々気にされております。また、その情報はぜひ、保護者はほしいと思っていらっしゃいますので、そういうことがあつたときには確実に、電話なり家庭訪問なりして、知らせるようにしております。

よって、「あゆみ」にそれを載せる載せないとは別に、1学期末の個人懇談会で、子どもさんのいいところと、「ここのところはちょっと課題なんですよ」とか、「今ここのところを指導してきているんですよ」というような形で、具体的に、その道徳にかかわる部分について指導し、確実に連絡を取っているというような状況で、これはどこの学校もきっと一緒だろうと思います。以上です。

委員： 中学校です。通知表に道徳の評価欄はありません。指導要録も同様です。

ただ、今、委員が言われたように、道徳のことについて評価どうこうではなくて、やはりこれは私自身も思っていることですが、学校というものはまずは規範意識、それを確実に育成すること。それは、道徳教育であろうと、大きな考え方としてあります。

そういう形で、基本的にはいろいろな問題行動、大きな問題とかどうこうではなくて、ちょっとしたことでも今はきちんと保護者に情報を伝えておかないと、学校そのものがひっくり返ったりいたしますので、確実にどの中学校でも、いろ

いるなことがあれば、必ず保護者に連絡しています。家庭と学校、保護者と教師が情報連携しながら子どもの育ち、豊かな心を育てていくという形の方向で、中学校はやっていると思います。

以上です。

委員： 学習指導要領の中に道徳の内容ということで、主として自分に関することと、主として他の人とのかかわりに関することと、主として自然や崇高なもののかかわりに関することと、主として集団や社会とのかかわりに関することとありますね。

私は、道徳教育というのはここだと思っているのです。ここをしっかりとつけていく、指導してほしいと思うのです。この4項目の細かなことを見ていきますと、なるほどと思うのです。ここをしっかりとつけていただければ、恐らく立派な社会人になる子どもが出来上がってくると思うのです。

一つの提案ですが、せっかくこういうふうに明示されているわけですから、ここに関して、よいのか、普通なのか、まだそこまで達していないのかということ、これを昔は、A、B、Cという形でやっていたのですが、これをどこに位置しているのかと。本人も分からないし、家庭においてもこの4つに関して本当にできているかどうかということは分からないのです。「たいへんよい」だけだったら分からないわけです。

私はせっかく、その道徳という教育が、知育、体育、徳育ということで、この心の問題というのは「徳育」そのものなんです。ここをはっきりとこういうふうに、学習指導要領に項目が書かれているわけですから、この項目をしっかりと、そこはよくできているのか、普通なのか、できておらないのか、もしできておらないければ、ここを家庭において本人にも気づかせて、一緒に指導していくという、ここは心の教育の根本だと思うのです。だからこういったことを、やはり「徳育」ということで重視してほしいなとそういうふうに思っているのです。

そうしないと、社会に出てきて、子どもたちが本当にまともな就職に就けなくて、正規社員になれないのです。それは何かというと、そういった基礎的なことができておらないまま会社に入ってきますから、会社というのはやはりそういう規範意識なり、人間関係能力なりが絶対に必要になるのです。そういった能力がなくて、いくらものごとを知っていたとしても、会社の中ではやはり通用しなくなるのです。

やはり、学校というのは、社会に出てきて役に立つように、学校教育はその事前であると思うのですね。であるならば、やはりこういった社会できちんとできるようなことを、やはり「徳育」というのはそのためにあるわけですから、ここはやってほしいとそういうふうに思っております。

以上です。

委員： 教職を取りに行きますと、道徳だけテストがないのですよ。だから、子どももテストがないから、どうやってするかということとはできない。テストがないのが道徳だけ。それと、小学校の教職課程を取るときに、中学もそうでしょうけれども、学校の先生みんな、性教育は授業受けていないんですよ。保健体育の先生のみしか、性教育の授業の単位は取っていない。だから、おしべとかめしべとかいう話になる可能性はある。基本的に授業受けていないから。

だから、先ほど教育委員会のほうで言われた優先テーマのお話、教育委員会で、今おっしゃいましたよね。優先というのは、北九州の元校長先生やったでしょう。違いますかね。教育大……

事務局： はい、教育大の教授。今、早稲田大学のほうにお帰りになっています。

委員： 教育大で、道徳を教えられていたのが北九州市の中学校の校長先生、誰だったか女性の先生。退職後に。

事務局： 品川先生。

委員： そうそう、品川先生。品川先生から、僕、道徳教育の授業受けたんです。そのときに言われたのが、唯一、テストはありませんと言われました。テストがないんです。だから、ジャッジしにくいんですよ。

だから、この部分は、道徳の部分は何度も言いますが、親なんですよ。8割は親です。残り2割が学校かも分かりませんが、親がしっかりしないと子どもは育ちませんね。親の教育というものが、何かどこかにあってもいいような気がしますけどね。

委員： 道徳の件で、2ページの6番目ですね。「わが国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心を持つとともに、外国の人々や文化に関心を持つ」ということは、はっきり言って戦後教育の、日の丸と君が代を、国歌と国旗と認めないことから、この道徳というのはいろいろ言っていますが、根本が何か、道徳をいくら教えても馬耳東風ですよ。そうでしょう。日本国民である、日の丸は国旗である、君が代は国歌であるということをお教えしない先生方がいたから、威厳のない子どもがいっぱいできあがってしまう。その子どもが親になり、その道徳を何も、親が教えられない。なぜならば、自分自身が日本国民であるという誇りを持っていないから。その教育を、先生方が今までしてきたんですよ。

それは自意識の問題でありましょう。だけど、今後、僕が望むのは、日本国民である以上、国旗、これは日本の心です。白に赤い丸ですね。それで君が代ですね。これをやはり、今後、道徳の柱としてやっていただきたいと思います。私は、これは日本の心だと思っております。

以上です。

委員： そう言い出すとちょっととても難しくなるから、だから私はそれを言わないでほしいと思うのですね。そこを言うと、道徳教育というのはちょっとまた違ってくると思うのです。私はやはり人とのかかわりとか、社会とのかかわりが、やはりものすごく希薄になっていると、本当にそう思うのですよ。だからもちろん家庭においては、きちんとする、他の委員も言われましたけど、もちろんそうなんですけれども、やはり家庭も学校も地域も、そこに意識を持っていかなければ育たないというふうに思っているのです。以上です。

委員： 全く、他の委員のおっしゃったこと、大賛成です。それぞれの立場からそれぞれ大事なことなのですが、歴史的にちょっと考えて

みますと、やはり平成9年の神戸のA少年事件。あの事件で、そのときの文部大臣が小杉という文部大臣だったのです。このA少年事件のときに、国民の皆さんお願いしますと。家庭の教育力と地域の教育力を高めなければ、学校は崩壊してしまうと。そういう言葉から、文部省は、または国は、食育基本法をつくったり、それから先ほど申し上げました子育て支援法ができたりしたんですね。だからやはり、家庭の教育力をどうにか高める必要がある。まず高める必要がある。そうしなければ何も学校におんぶに抱っこで、学校にやりなさいと言ったって、これだけ難しい時代にこれは酷ですよ。だから、文科省ももう少し軽減しなさいと。先生たちの事務量なんかを軽減しなさいと、そういうことも言っているわけなのです。

それで、先生たちはもう本気になってやはり使命を達成したい。また、達成しなければならぬと思っている。今、飽和状態なんです。だから、家庭の教育力を、家庭の教育力をとこう言うのです。今、実は行政は鈍いです。本格的にこれをやろうとしているのか、ちょっと言い方が悪いんですが、やはりもう少し本腰を入れて、家庭の教育力をどう高めるかということを考えなければ、これはやはりあまり大した会議になりませんよ、このままでは。

以上です。

座長： 学校の中での課題もあるかと思いますが、地域に出てくる子どもたちの状況ですとか、あるいは市民センターの授業に出てくる子どもたちの状況について、委員から、思いやりや他者とのかかわり方、基本的なルールを身に付けるための方策や取り組みだとか、あるいは限界とか何か感じていることがあったら、少し紹介していただくと有り難いです。

委員： 市民センターでは、私が今日来る前も子どもたちが来ていました。3、4人と来るんですが、ご多分に漏れず、みんながゲームを持ってきて、とりこという感じでしております。

そういう子どもたちばかりではないですが、事業に出てくる子どもたちは比較的、保護者の方が送り迎えをしてくれて、きちんと付き添ってきてくれて、帰りもお迎えが来るといような形の子どもたちが多いようにあります。地域性とか、センターの事情とかによってもいろいろあると思いますが、私がいるところにおいては、今そういう形で、特別困ったなという子どもが目につくということはありません。

やはり、今お話に出ておりますように、子どもだけの問題ではなくて、やはりその後ろにいる親の問題というのは、見え隠れすることもあります。

どううまく言っているのか分からないのですが、本当にいろいろな事業を進める中で、私たちは子どものことをきちんと考えているかなとか、子どものことを待ってあげるといようなゆとりがなくて、いろいろな授業をするときに、どうしてもセンター主導で、してやっているではないですけども、子どもがもう少し主体的にかかわれるような、そういうようなことをしていけば、子どももその場で成長する機会にもなると思いますし、親もまた、そういう子どもを見て成長というか、子どもの成長と一緒に喜ぶのではないかなというふうに思います。

やはり地域の、今、学校と家庭ということもありましたけれども、やはりセンターでは、家庭の教育力もですが、地域の教育力というか、地域の人は子どもた

ちをどう理解しているかとか、ボランティア的なところも含めて、そういうところを深く理解してもらわないと、なかなかうまくいかないかなというふうに思います。

このあとで居場所とかいうことも出てきますが、やはり、子どもの目線、子どものニーズに即した、本当に子どもの居場所ができていけばいいな、ちょっと話がずれてしまいますが、そういうのができていったらいいなというふうには思っております。

やはりセンターはいろいろな人が来ます。世代を超えた人とかかわりとか、地域のつながりを強めて、人を育てていくというようなところが、今、私たちセンターに求められていると思います。

大人は、もっと子どもの声に耳を傾けて、向き合いながら柔軟な対応をしていくことが必要ではないかなというふうに、事業等を通して日々思っております。以上です。

委員： 私は、日頃は子ども劇場というところで活動しているのですが、今の道徳の話の中で、やはり子どもの心を育てるというふうに考えたときは、やはり学ぶことと体験すること、この2つが一緒になって、初めて本当の子どもものになるのではないかなと思うのですね。

それは私自身の体験の中でもそうで、私が子ども時代も、道徳の中で、一環だったと思うんですけど、小さな親切運動というのがあって、私が小学校のときは、必ず近くの消防署とか警察署に、一輪お花を生けに行くというのが、北九州で育ったので多分それが北九州の中でやられていたと思うのですが、その体験というのはすごく私の中にも大きく残っていて、やはり規範意識を頭で学ぶということと、実際にそういうふうに地域に出かけて行って、そういう人に直接触れ合えて、喜んでもらえたとかいうようなことがすごく自分の中に強く残っていています。

だから、その両方が、道徳教育としてしっかり、先ほどの4つの視点を学ぶということと、そのことを実践する場を保証するというこの両方が大切で、それは学校現場の中だけでもなかなか難しく、学校現場の中でも、できれば学習発表会とか運動会とか、そういう学校行事の中で、子どもたちが葛藤、子どもたち同士でぶつかり合いながら、先生とも言い合いながらそのことを、先ほど言われていた人間とかかわり、コミュニケーション能力をそこで培っていくのだと思うのですが、だから学校現場の中でそういうことをたくさん体験できる場を、保証してほしいし、また市民センターとかも、子どもたちの居場所になってほしいし、私たちみたいなNPOも、私たちができるところで子ども活動のをつくっていくというふうな、そういうものが総合的にマッチして、この道徳というのが子どもたちの心に残って行って、すてきな大人になっていくのではないかなと、その両方がとても求められているのではないかと思いました。

委員： 先ほど話したのですが、今、他の委員のお話を、もう一度こうかみしめて考えたとき、自分の子ども、父親から見たうちの息子をどう評価しているか。当家の話ですが、母親から見た息子、それを話しますと結構ずれているんですよ。父親から見た息子像と母親から見た息子ですね。それと、友達から見た息子。担任の先生から見た息子。また、上級生といいますか先輩から見た息子。もう5者

から聞きますと、一人の人間なのに、道徳も含めてですが、かなり違った意見が出るのですね。その辺の部分で委員はどう見ているんですかということをお聞きしたいということをお聞かれたのではないかと思いますよ、結構ずれているんですよ。

最近始めたことですが、「夢をかなえるゾウ」という本が、今、売れていますよね。あの中にも書いている中で、自分の評価、私に関して言うと、どういう男かということ、今 100 人の友達に聞いているんですよ。今、ちょうど 30 人なんですけどね。共通して言っているのが、「気が短い」というのが短所として言うんですね。いろいろ言われる中で、よく人は見ているなということがあるんですね。

だから、そういう目で見ると、一人の自分の息子、娘、かわいいんです、みんな。だから親の見た目と教師が見た目と、同級生が見た目と、先輩後輩が見た子どもの実像というのが、いろいろな目で見るとということで、親たちの教育の一つのジャッジの仕方に影響を与えるのではないかとということが、この道徳の中での判断で出てくるのではないかとということ、委員は言われているのではないかと考えたんですけどね。違っていませんか。

委員： いや、そのとおりなのですが、社会で、私が知る限り企業というのは、どうしても企業の中で能力の評価と態度評価というのをするんですね。その人がどれだけ力を発揮するのかと。社会に出ますと、そういう能力の評価と態度評価によって、査定というのが行われてくるのです。そういうことに慣れていない子どもがいきなり社会に入ってきたときに、態度がこうですよと言われて評価されることに慣れていないもので、うろたえてしまうんですね。だから態度考課というのもの、やはりこれは、会社で態度考課、能力評価というのは、今で言うならば、能力評価は「学力」になり、態度というのは「徳力」の部分になってくるんですね。

そうすると、学校の中にも、そういうふうな評価をしっているのではないのですけれども、そういう学力と態度というものも、こういうふうな見方をされておりますよと、そういう見方もしてあげるのが教師であろうと思うのです。だからそれが正しいか正しくないかというのは分かりませんが、それが先生の責任であり、私はこういうふうにも子どもを見ておりますよと、家庭ではどうなんだろうというやりとりの場がなかったら、「たいへんよい」だけであったら何も話にもならないと思うのです。

だから、そういう現代の社会というものを、能力と態度というものを評価しているのが会社であり、学校においてもやはり、あなたの位置はこうなんですよということを教えて、少し社会に慣らしてあげることも必要なんですよと、そういう意味で言っているのです。だから、絶対的にそれがこうで、悪いんだとか悪くないとかではなくて、先生は毎日毎日子どもと接しているわけですから、親が子どもに接するのと同じように、ここが欠けているなということが分からないような先生だったら、これは先生を放棄しているのと一緒ですから、だから、ここは欠けているなと思ったら、ここが今のところまだ未熟なところになっていますよと。そうすると親も、なるほどここが悪いんだな、家庭においてもそうなんですよと。しかし、家庭ではそうではないんですよということで、また話し合えばいいと思うのです。

ただ一つの目安がないと、これは道徳というものをただなんとなくやっている

ということだけで、力が入っていないとそう思って、それが社会に出たときにいろいろな諸問題が起きていますよという現実を、私はお話をしているだけです。
以上です。

座 長： 時間がありませんので、最後に皆さん方ちょっとご意見をもう1点お聞きしたいのが、小川委員の報告の中でもありましたけれども、非常に家庭の観護能力だとか、家庭が困窮しているような状況で、そういった子どもたち、あるいは家庭をどう支えていくかということになるかと思えますけれども、今日のテーマでいきますと、不登校、いじめ、校内暴力等の問題行動だとか、あるいは健全育成の問題から考えたときに、家庭との連携のあり方、あるいは地域が支えようといった場合に、市民センターの話でもありましたけれども、やはり地域全体ではなくて、出てくる人だとか、協力してくれる人たちというのは限りがあるという中で、そういった状況に対して行政がどういうふうな手立てを立てていくか、あるいはこの教育改革会議としてどういう提案を行っていくかと。

一緒になって取り組むことが望ましいという形としては示すことはできるんですけども、もうちょっとこういう仕組みを考えたほうがいいのではないかと、こういうやり方を、あるいはこういう連携をしたほうがいいのではないかと、というようなご意見がありましたら、ちょっと出していただきたいと思うのですが。何か日頃感じていることだとか、あるいは、ご意見等はありませんでしょうか。

委 員： 意見ではなくて質問でよろしいですか。

家庭を丸ごととらえなおすということで、スクールソーシャルワーカーの話が、昨年暮れの国会でも予算化されたと思うのですが、この設置について、北九州市はどのように取り組まれているか、つまり、もう今やスクールカウンセラーだけではとても対応しきれなくて、やはり個別対応ではなくて、家庭とかその関連機関まで巻き込んだ形で、また子どもを含めた家庭まで丸ごと変えていくというか、かかわっていく、そういうふうな発想が必要になってきていると思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

事務局： 失礼します、学校支援担当課長の永田でございます。

ただ今、お話ありましたが、スクールソーシャルワーカーについては、今年度の4月から、文部科学省のモデル事業ということで行っております。現在、精神保健福祉士、それから社会福祉士の両方の資格を持たれている方を2名、教育委員会の指導第二課のほうに置きまして、実は、実際には5月からの活動でございます。全校二百数校でございますけれども、今、すべて学校を回っている状況でございます。

そしてその中で、数件につきましては、現在、子ども家庭相談コーナー、それから子ども総合センター等とかかわりまして、ケース会議を既に行っているものもございます。実際に家庭のほうの状況が非常に厳しいところの子どもたちに対して、このスクールソーシャルワーカーがコーディネーターをしたり、実際に家庭訪問を行ったりということで、実際に、もう今、動いているところでございますけれども、実際の活動になりますと2学期以降になってくるのかなと。あと数校で全校回れる予定でございます。

座 長： 学校を中心とどうか核にしなが、家庭や子どもたちの状況をというようなお話が出ていましたけれど、最後に紹介されたように、スクールソーシャルワーカーという人たちの配置によって、少し家庭の中の指導だとか助言をしていくような仕組みということも、今、手探りの状況で進められているということの説明がありました。

そのほか、ご意見等あれば。

それでは、これで「青少年健全育成や心の育ちを支援する方策について」ということで、皆さまからいただいた、地域、家庭にも問題がある、子どもにも問題があるけれども、そういった社会性、あるいはいろいろな規範意識というのを進めていくような仕組みということも、道徳の評価のあり方ということも含めて、検討していく、あるいは見直していく、充実させていくというようなことが、ご意見交わされたかというふうに思います。

ではここで、10分間休憩を取りまして、35分から再開をしたいというふうに思います。休憩後、2番目の議題に進みたいと思いますので、これにて休憩にしたいと思います。

(休憩)

座 長： それでは議事を再開したいと思います。

議題の二つ目、「放課後の居場所づくりのあり方について」です。

前回、事務局から、子ども会など地域活動の活性化や、子どもの体験活動、学校や家庭以外の大人との交流の不足といった課題や、放課後の居場所づくりへの取り組みの状況などの説明がありました。その上で、子どもたちの活動を支える人材、場所の確保のために必要な方策、それから、放課後児童クラブなどの既存施策を効果的にするための方策は何か、などについてご意見やご提案をいただきたいということでもありますので、そのような観点から皆さまの意見をお伺いしたいというふうに思います。

自由討議に入りたいというふうに思いますので、この放課後の居場所づくりについて、ご提案やご意見あれば、よろしく願いいたします。

委 員： 放課後の居場所づくりということなんですが、今は学童保育、小学校の低学年等は学童保育で、今、もう少し4年生、5年生まで預かってくれるところも出てきているところではあるのですが、今現状どうなっているかと言いますと、やはり子どもたちは、学童が集まらないからということで、高学年になるとやめて、結果、おうちでテレビゲームをしているというのが、大半の現状ではないかと思えます。

それは、周りの子どもたちを見ていてもそうですし、うちの息子も多分に漏れずそういうことがあったということは事実です。本来であればやはり、子どもたちが、日が暮れるまで、遅くならなくても日が暮れるぐらいまで表で元気に遊んでいるということが、私たち親としても理想ではあるのですが、危険とか、安全・安心というところの面からも、なかなか安心して出せないというような現状もあるのも確かなので、その辺りをやはり一度整理してみないといけなかなと思っております。

先ほどの健全育成のほうにもかかわるのですが、子どもの健全育成、心の育ち

ということを考えて、皆様のご意見と同じで、やはり、いろいろなことを乗り越える力というのを付けることが一番重要ではないかと思えます。

実はうちの息子が、大人にまじって今度、演劇に初めて飛び込みで参加しております。この一夏、知らない大人の人たちの中で、同世代の人たちの中で交じたことによって、大きな変化を遂げていまして、そういうところを見るとやはり、親だけではないんだな、子どもを育ててくれる、力を付けてくれるのは親だけではないんだなというのを痛感して、私も周りの子どもたちに何かできないか考えないといけないなというふうに思っております。

その自分の子どものことを通して考えるのであれば、やはり、部活動、地域でのスポーツであったりとか、そういう文化的な、子どもたちがやりたいと思えるようなことに参加できる機会を増やすということが、知らない大人に怒られたりとか、しかられたり、その口の利き方よくないよと注意されることが、どれだけ子どものプラスになるかということを考えたときに、そういった活動を市政としてバックアップしていただくことが、すごく大きな、子どもたちへのプレゼントではないですけども、励みになるのではないかなというふうに思っております。

学校等においても共同作業ですね。クラス全体でやる共同作業、学校全体でやる共同作業ということも、もう少し、もう既に力を入れてやられているかとは思いますが、昔と比較すると少なくなったなという感じが、どうしても感じる部分があるので、もう一度原点に戻ってというか、昔のいいところを再度やってみるということも必要ではないかなというふうに考えます。以上です。

座長： 私も、子育てしていますから同様の感じを受けますね。スタンプラリーだとか、北九州のいろいろな博物館とか施設を回るようなスタンプラリーの制度ができて、なかなか考えて、それを回るために子どもたちはこう回ったり、商品ももらうためにということをやっていましたけれど、今の意見じゃないですけども、今年なんかを見てみると、回った子どもたちには、DSやゲーム機を渡すというような仕組みに変わっていて、「ええ～」と、やや疑問に感じていたり、それはお母さんたちから少し話を聞いていても、回って、おそらくいろいろな考え方が整理されて、今年のやり方になったんだと思うんですけども、いや、みんなで消しゴムとか、何かこう文具用品がみんなにもらえるやり方だったら回ってみようかなと思うけど、ゲーム機だったらねとかというのも、お母さんたちのおしゃべりの中でちょっと耳にしたりするようなこともあります。

どうでしょう。それから、この放課後のいろいろな機会にかかわっては、これも私事で申し訳ないんですけども、3年前にデンマークに留学していたときは、デンマークではちょうど夏休みの期間中に合わせて、一覧表が配られて、ゴーカートだとか、海の生き物とかですね。そういった趣味につながるようなたくさんのメニューがあって、すべてワンコインで参加できるというようなプログラムが、日程が全部一覧表の夏休みがあって、そこに、それは教育委員会、市役所の事務所に申し込みにはいかないといけないんです。早い者勝ち。この日程お願いしますという形で申し込んで、早い者勝ちで、ここはもう全部定員が埋まりました、埋まりました、埋まりましたというような、そういった体験型の、いろいろこう趣味だとか、そういうようなプログラムを非常に安くで登録をして、体感させるという仕組みなんかをやっています。

そういうのも、北九州とかを見ると、本格的なキャンプでいくらかかるかとか

ですね。いろいろな仕組みはあっても、体験型で安くで、ちょっと入門編とかさわりで、いろいろな活動を体験できるという仕組みなんかを工夫してみるのもいいのではないかなというふうに、個人的には感じたりもしています。

その他、アイデアだとか提案、あるいは学童保育にかかわっても、ちょっと進め方こういうこと配慮したほうがいいのではないかというご意見だとか、ありましたらどんどん出していただければ。

委員： 子どもの居場所、放課後の居場所ということなので、これの対象でちょっと確認したい……やはり小学生ということで、私たちはこの場では考えているということなんですかね。

座長： そうですね。主に小学生ですね。やはり中学生や、高校生もそれにかかわってくるような仕組みが考えられましたら。

委員： ええ、あったら、できたら。

センターとしても、小学生を対象にしては、去年まではいきいき子ども講座というのを開いております。それは学校週五日制に伴って、学校外の活動の場ということで、うちのセンターでは月に第2と第3の土曜日しておりますけども、センターによっては毎週土曜日にいろいろな地域の人と一緒にプログラムを考えてしていることもありますし、今年からは、それが地域子ども交流事業ということで、より一層、地域の人と一緒に、地域の子どもの健全育成に取り組むということで、大人も子どもも一緒に楽しめるようなプログラムを年間を通じて実施しましょうというようなことで、今、しているところです。

これ以外にも、センターには、だいぶ前なんですけど、ジョイントクラブといって、センターのクラブの登録の人と、小学校のクラブとが一緒に活動して世代間交流であったり、学校と地域の交流促進を図るというようなことで、ジョイントクラブというのは何年前、3年ぐらいありました。

そして、そのあとまた地域子ども推進教室といって、これは確か国からのだったと思うのですが、やはり地域で、社会全体で子どもの居場所を整備しようということで、これは確か予算がついていたので、3年でもう終わった事業ですけども、これもありました。

そうやって、地域では、小学生をわりと対象にしたというようなことは、センターでもかかわってしているかなと思います。やはり中学生、高校生というところはいつも弱いので、うちのセンターでも特別、中学生、高校生を対象にしたというようなところはないので、そういうところもこれから、居場所ということを考えてときは、そういう子どもたちの居場所もあるといいなというふうに思います。

それと、この居場所というときに、先ほどもちょっと話したのですが、やはり子どもがもう少し主体的にかかわれる、そういうことにも積極的にかかわれるような、そういう取組みの仕方を考えてもいいかなと思いますし、イベント的なものも楽しいですけども、やはり日常の生活の中で、場所ができるように継続できるような、そういう内容のものであってほしいと思うし、何といたっても安全で安心な場所であってほしいなというふうに思っています。

そういうところにはやはり地域が、これから地域の人が、そういう居場所とか

いうのを求められるときには、このセンターがやはり、今、いろいろな生涯学習であったり、保健福祉、コミュニティとかいろいろな、子育て支援とか、幅広い地域活動の拠点施設というふうに、地域としても私たちセンターは位置づけられていますので、そういうところで働く私たち、それから、一緒に活動する地域の人たちみんなの力が試されていくのではないかなというふうに思っていますので、今後、ぜひいろいろないいアイデアとかを頂いて、活動につなげたいと思います。

やはりそれにかかわるコーディネーター的な、きちんとした人の配置も必要ではないかな、ただただ遊ぶというのもちよっと...と思いますし、そういうところも考えていただければいいなというふうに、人の配置も、物も人もですけども、そういう配置も考えていただけたらいいかなというふうに思います。以上です。

座 長： ちょっと質問ですけど、センターの事業をしている際に、児童館の児童厚生員との連携とかというのは、取られているんですか。

委 員： 私のところではないんですけども、児童館祭りとかそういうときには、センターでいろいろな活動をしている人たちがボランティアとかして、お手伝いに行くということはありますが、今のところ児童館の人と一緒にプログラムを何かするということは、今のところうちではありません。

委 員： 放課後の居場所づくりの前に、私たち、お母さんたちとよく話すときに、ともかく子どもに時間がないということがよく話されるんですよね。水曜日だけ学校から早く帰ってくるんですよね。水曜日以外は、もうほとんど帰ってくるのは遅いし、土曜日とかが休みだけでも、やはりお母さんたちも、学童保育とかにはやはりどうしても低学年ということなんかもあるし、みんながみんなということではなかったり、やはり安心と安全の問題があるので、どこかにということで、習い事とかに行かせている人がほとんどで、本当に子どもが自由に遊ぶ時間というのが、もうなんか危機的でないんだなというのがものすごい実感で、私も自分が子どもを育てているときにも、若干そういう傾向はあったんですけども、ものすごい拍車がかかっている、遊ぶとかいっても、いや時間がないんですよねって、ともかくその数時間もないみたいな、たった、1週間でこれだけ1時間とか2時間ぐらいしか自由時間がないみたいな感じの話がもうたくさん出てくるので、私はなんか、本当はそこを大人がもっと、子どもたちが自由に遊ぶ時間が必要なんだということを保証するというか、子どもの育ちには、時間・空間・仲間という三つの間が必要と言われてはいますが、本当にそのどれもがなくなっているというのを強く感じていて、そういう中で子どもたちが、今の子どもは今の子どもはとか言われるのは、とてもなんかかわいそうな気がするので、そこを大人も、まずは考えないといけないのではないかなというのを強く思っています。

それと、そういう中でも、もちろん放課後の居場所づくりということで、私たちなんか、私たちはできれば、大人が管理したものではなくて、子どもたち自らがこう主体的に活動できる場というのを保証したいというふうに考えているんですけども、そのための一番の障害に今なっているのが、センターが今、日曜日とかが休みになりましたよね。土曜日とかも使えなくなって、それでもうほとんど子どもたちが、実際に集まろうというふうにしたときには、そういうふうな

行政の、北九州市の無料で使えるものというのはほとんどないですよ。

だから、集まりに使うのは、例えば集会所だったり、でも集会所も今はなかなか貸してくれないんですよ。それとか、だからもう有料のところ、でも有料って子どもはお金持っていないので、実際はなかなかそれも使えないというのが現状で、本当に子どもたちは集まる場所がないのです。

何とか、集まろうと思って何とか確保しても、結構子どもだけで集まると、すごく嫌われるんですよ。ふすまを破っていないかとか、障子がどうのとか、片付けはどうのとかね。もちろんそれは子どもたち自身も、きちんとやっていかないといけないということはあるんですけど、私は、子どもは失敗しながら学ぶというふうに思っているんで、もう少しなんか、教育日本一を目指すのなら、もう少し子どもに寛容な施設というか、それとやはり、自由に使える場所の確保というのは、私はもう、ものすごく求められているというのをひしひしと、周りのお母さんたちから強く聞くので、もしそういう場があるんだったらぜひ言ってきてくださいと、よく言われていますので、ぜひなんかそのことは考えてもらえたらいいなというふうに思っています。

委員： 今の子どもたちを見て、我々小さい頃と比べると、本当にかわいそうだなと思います。山がないし、野原がない。川で遊んだらいけない、池も駄目よ。そして、クーラーが入ったところでゲーム機をして遊んでいる。育つはずがないと思っております。

そういう中でやはり学校というところは、大きな場ではないかなと思うのです。今、遊び場開放といって、土曜日とか夏休みの間開放しているのですが、ほとんど子どもは来ておりません。やはりこの学校というところを、もっともっと活用できる制度をつくらないといけないのではないかなと思うのです。

確かに体育などで使う遊び道具、体育道具はたくさんありますが、体育館の中、倉庫の中にあります。ときには竹馬とか、一輪車等は外のほうに整理されておるのですが、そういうようなものをフルに活用して、やはり学校の体育館、あるいは運動場等々を、もっともっと活用できるようになったらいいのかな、そういう制度ができるといいなと思います。しかし、それを学校職員が当たるとなると、先ほどからずっと論議になっておりますが、手いっぱいのところですので、やはり人をそこに配備してほしい。

しかし、それは子ども会行事など、どうしても大人がつくってしまうところに子どもが参加しておるんですよ。あれでは子どもは育たないだろうと、正直思います。だから、もっともっと子どもたちが、ちょっとしたけがをしてもいい、けんかをしてもいい、それでもなんか運動場などでのびのび遊ぶというような状況をやはりつくらないと、子どもは育たないだろうと。そしてその中に中学生も来てほしいし、幼稚園みたいな子どもも来てほしいし、そういう場を、もっともっと全市的に展開する必要があるのではないかなと。このままやったら絶対いけないと、そういうふうに思っております。以上です。

委員： 私も以前ちょっとお話をさせていただいたのですが、自分がジュニアリーダーの養成を小学校のときに受けていたので、やはりそういった活動が、今、小学校でそういう解放が行われているということであれば、小学校低学年から高校生までが一緒になって、自分たちでみんなが楽しく遊ぶようなことを考えてやっていく。

キャンプも行きましたし、花火大会もしましたし、全部自分たちの企画で、大人はもうほぼ口を出さないで、見守ってくれている、安全を見守ってくれているだけという感じです。

ですので、例えば大学生であれば、そこそこ、これから先生になりたいという方たちもいらっしゃるでしょうし、そういう方たちに、体験の場としても、子どもたちにかかわっていくというのはすごく重要なことのような気がするので、ジュニアリーダー的なそういう養成ができれば、面白いかなというふうに思います。

委員： 私も先ほどの委員の意見に非常に同感です。体を動かさないで頭を使わないで、日々過ごしていて人間が育つわけではないと私も思っております。

小学校で遊び場を解放されているということですが、まだあまり知られていないようにも思います。一時、小学校・中学校が非常に閉鎖的になったときに、入れないような状況になりましたので、その後、解放されているということが広く周知されていないと思います。小学生だけでなく、中学校とかその他の方が入ってもいいというようなことを、やはり広報すべきだろうと思います。

その中で、自由に使うのも大事ですが、やはり、監視員ではないですけれども、それなりに管理をする方と、いう方が、ぜひとも必要になるだろうと思います。そういった方をどういうふうに配置をするか、どういう用意を持って、どういうふうに運営していくのか、そういったこともちょっと含めて考えていかないと、遊び場を解放しても、なかなか利用者が少ないと、利用者がいないというような状況が続くのだろうと思います。

やはり、遊びというのは子どもにとって、絶対に重要です。体をつくるのにも、体を動かさないで体はつくれませんし、頭を使わないで頭もできません。発達しません。そういうことを考えると、いろいろなことを協調しながら、切磋琢磨しながら、遊びを通じて発達していくということは非常に重要なプロセスなので、別に運動場の遊び場解放だけに限らないと思います。センターの事業にしても、できれば私としては、日常的で、あまりイベント的でないもののほうが日常使いやすいかなと、考えております。以上です。

委員： 私は、北九州の小学校にだいたい、5校ぐらい、アスレックスを作ったんですね。鞘ヶ谷のアスレックス、英彦山のアスレックスを作らせてもらったのです。その後、いろいろと保護者の方から、足をすりむいた、手をけがしたとかいろいろありまして、継ぎ足していったのですが、アスレックスというのは今の公園にある姿ではないんですね。本当は丸太にロープをくりつけたり、丸太と丸太を渡して渡ったりという、冒険ということがあるんですね。それが、ほとんど保護者の方のご意見で、それが衰退する状態になったと。今でも公園のアスレックスは、全く安全を重視したアスレックスなんですね。我々のミズノさんと提携して、英彦山から鞘ヶ谷、そして九州、随分作って回ったんですね。そういう原型は、一切今、アスレックスにはないと。

子どもに冒険心を多少植え付けるためには、やはり、安全でないのも、私は子どもの成長に必要なではなからうかという考えで、随分、学校、教育には、寄与したつもりですがね。それだけです。

委員： 今、皆さんのお話は生命の行使としての遊びという方向に傾いていますけれど

も、小学校に入学した子どもは、例えば、保育所では10時間～12時間過ごしているのに入学すると当初1、2時間で帰ってきます。昨今、家庭の温かさというのが幼い時から忘れられがちになっています。子どもたちには、すてきな放課後というか子どもの居場所というのかな、心を開いて本当に安心して過ごせる場所というのが必要だと思うのです。

私は、それをこれまで学童保育クラブがやってきたと思うのです。今回、市の方針で希望する全児童を学童保育クラブの対象にするということですが、その子どもの集団の規模をどのようにお考えになっているのか。私は、とにかく小学校から中学校、高校までみんな集まって、みんな一斉にということの中で、心開いて過ごせる子どもばかりではないと思います。全児童を対象として今回小学校でつくられる学童保育クラブの中において、子どもたちは果たして自分の居場所を見つけることができるのかと、すごく不安を持っています。

すてきな放課後を過ごせる家庭的な場所というのは、最大の規模でも30人が35人がせいぜいではないかと思えますし、今までいわゆる留守家庭を対象にしていますが、その留守家庭の子どもたちは背景にさまざまな事情を持っているんですね。その背景のさまざまな事情を心の奥深いところでいねいに汲み取りながら、その子一人ひとりに本当に家庭的な居場所といえますか、心開ける場所としてそういうものを保障してあげてきたわけですが、今回、全児童で小学校6年生まで小学校において学童保育を実施されるということで、低学年の子どもたちがどういう状態に置かれるか、すごく心配しています。

例えば、今、来ている学童(小学2年生)が熱発した時に、学校から学童に迎えに来いというような話もあったり、流感で学級閉鎖になっても、学童保育クラブには来たりということもあります。熱発した時に、「職場に連絡してお母さんに迎えに来てもらおうか」と言うと、「今、休んだらボーナスがもらえんからいい、僕、我慢する」という、そういう切ない子どもたちがいっぱいいるんですよ。そういう子どもたちが、小学6年生までの全児童対象として70人規模で置かれて、一人ひとりそれを見取る力のある指導員もいない中、心を開いて過ごせる場所になり得るかどうか。今、皆さん、活発に「遊びの場」というふうにおっしゃっていますけれども、その辺りをもう少し考えていただきたいなと思っています。

政府の方針で、全児童対策として、川崎の例とか東京の例が週間東洋経済(5/17発売号)に出ていますけれども、まるで難民収容所みたいで、二階から落ちこちで大げがしても分からないと書いています。子ども一人ひとりの心を汲み取れるような指導員がいるわけでもなく、子どもを生んだ経験のある人なら誰でもいいとおっしゃる方もいます。自園の近隣の市民センターでやってらっしゃる留守家庭児童対策の学童保育でも、館長さんが「夏休み中誰もいないから誰かいないか」と相談に見えるのですけれども、資格なんかどうでもいいとおっしゃるんですね。

そういうことでは、あまりにもお粗末過ぎるのではないかと思います。私は、今の子どもたちが本当に愛情をかけられ慈しんで育てられた育児行為や、そこを基にした先達としての知恵とか能力、そういうものを教える教育行為とが一緒になっているような状態ではない中で、大人を信じられない子どもに、道徳教育ということではいくら教育をしても無理だと思います。

その辺をもっと大事にしていきたいという希望を持っています。

座長： 先行して全児童対策に取り組んでいる所では、規模に応じて指導員が配置され

ていくというような状況になっていますので、当初、予定していなかった状況で後から子どもたちが増えてくるという中で、人員を後から配置をしていくということがずっと続いていて、非常にお金が、補正予算というか、どんどん、どんどん後からお金がかかっていくようなことが、体制的に見通しが立たないということとはよく報告をされています。

それから、今、委員がご指摘になったような、指導員のかかわり方と質のところまで、なかなか進めないという、量の、子どもの人数に合わせて配置をしていくということだけに、事務的作業に追われているというのが、今の多くの所の状況ではないかなというふうに。

また、ご意見あればどんどん出していただければと思います。

委員： 今、委員のお話の中で、ジュニアリーダーという言葉が出ました。

センターでもいろいろな事業をするときジュニアリーダーがお手伝いをしてくれて、子どもともすごい年も近いし、頼りになるお兄さん、お姉さんという形で、ものすごくいい関係づくりができるのですけれども、今、私の地域、皆さんの地域でも同じではないかと思うのですが、周りの地域を見たときに、子ども会という組織がもうなくなっているんですね。ほとんど私がいるセンターでも子ども会が全部なくなってしまいました。

やはり、子ども会で一緒に育った、そういう中から中学生になるときに、ジュニアリーダーを目指してとかいう、そういう少年、少女が出てきたと思うのですが、今、本当に周りの中で、小さい子どもが、すごくそういう団体というのがなくなっていっているという現状も知ってもらえるといいかなと。何かそれに代わる、ジュニアリーダーに匹敵するような、そういう子どもたち、中学生、高校生が何かリーダー的になって遊びを指導してもらえとか、何かそういう仕組みとか、そういうのもできると子どもたち、小学生も喜ぶのではないかなと。

そういうジュニアリーダーの人は、そういう体験が社会に出てもずっと役に立っていくのではないかなと。せっかくジュニアリーダーの全国大会とかもあっていようですね。そのようにジュニアリーダーの子どもたちから聞いていますので、そういう子どもたちを育てるようなそういう機会もつくっていただければ、それも1つの子どもたちの居場所になっていくのではないかなというふうに思います。

委員： 2番目の議題で、「放課後の居場所づくりのあり方について」というテーマだったわけですがけれども、委員の皆さんの話を聞いていくと、随分広がりが出ていくような感じがするのです。

そもそも居場所というのをどうとらえるか。子どもが育つ環境、非常にこれは安全とか安心とかを前提としながらも、育つ、だから空間だけではなくて、先ほどの時間とか機会とかそういうことを含めて考えたときに、出されたテーマというのは放課後ということで、どちらかというと留守家庭とか子育て支援とか、働く女性支援みたいな話になりがちなところなのですけれども、今のお話は、むしろ子どもたちの育ちの場をどう提供していくかという話で、それにもれた子どもたちの問題。

例えば、どうしても中高生は地域から離脱する傾向があるので、子どもの権利条例を入れている志免町は居場所ということをキーワードにしていまして、「リリ

ーフ」(施設名称)という、中高生が(テレビゲームは持っていってはいけないんですけれども、)そういう、安心して、行けば誰かに会えるような場を用意したりしているんです。多くの子どもたちは部活で忙しくて、そんな所に通う余裕がないわけですけれども、そういう施設を設置してみたりとか、それから先ほどの委員のお話でいえば、子どもプレイパークみたいな安心して火が使える場とか、公園とか、そういうような制度をどう保証していくかということで、かなり広がりを持っている話です。ですから子どもたちの居場所というのは、下手をすればコンビニの駐車場でも居場所なわけです。

そういうところも、今回のこの会議を経て行政的にどう支援していくかというところで、随分テーマが広がったなという印象を受けています。感想ですけれども。

委員： 児童公園は、僕は教育委員会の担当かなと思ったら、まちづくり推進課か何かを担当なんですね、児童公園。子どもが遊ぶ公園。教育委員会ではないんですね。

事務局： 建設局でもありますけど、区ではまちづくり整備課という建設局の出先があります。

委員： そうでしょう。それで、町内会で草むしりは月に何回か、何回もないですね、朝6時から草むしりに行くんですけれども、最近除草剤をまいてしまって、もう子どもを遊ばせる……どうかなと思う時がありますよね。除草剤ですから、全部草が枯れているんですよ。

それと、児童公園の中に、してはいけないことがいっぱいあるんです。今、子どもがボールを投げられなくなっている子どもが多くなったとか、転んでも手がつかないとか、いろいろなことを言われている中で、まずボール投げは児童公園ではしてはいけないことなんですよ。だから、父親が休みのときにボールを持って子どもとキャッチボールというのも、児童公園ではしてはいけないことなんですよ。もう、してはいけないことの中にちゃんと書いているんですよ、ボール投げも。あまりにしてはいけないことが多過ぎるような気がします。

今、我々の時代と違って、もうがらんとしていますよ。先ほど委員が言われましたけど、公園なんて遊んでいる子どもなんてほとんど見ませんよね。もう本当にならんとしている中で、ボール投げもいけない、何もしたらいけないとか、いろいろ書いていますけど、あれはちょっとどうかなりませんか。もう少し、なんか自由にできるようにしてあげたほうがいいなと思うのと、児童公園に除草剤をまくのは、もう勘弁してほしいなと思いますね。

座長： どうでしょうか。子どもたちの遊びの、活動もありますし、家庭的な雰囲気とか、信頼、安心できる場所、人間関係というようなこともあるでしょうし、話し合ったりするような空間を、今後どうするのかというようなこともあるのではないかと思います。

校区の中でも学校の遊び場開放というのをしているということは知っている人たちも、やはり暑いからなかなか行かないとか、行っても遊ぶ場所がない。学校のグラウンドも森のように自然がたくさんあれば、その中でいろいろ工夫して遊ぶということもあるのかもしれないけれども、なかなか子どもにとっては、教育

施設であって、魅力的な遊び場ではないというような感じなんですかね。

そしてまた、いろいろな遊具があっても、それを監視というか、チェックをしたり人数を把握するような人たちは交代制で入っていますけれども、遊びをコーディネートしたり、いろいろな遊具を出したり、そういうところまで至っていないので、そのところが有効に使えていなかったり、あるいは一方では少年団とか、いろいろな人たちがグラウンドを使ったりしているので利用しにくいということもあつたりもするのかなとも思っています。

それから、子どもたち全般が、やはり自分たちで遊びをつくるとか、自分たちで何かをするという機運になかなかないので、どちらかという楽しませてくれるかどうかとか、そういった消費社会というか、サービスをいかに提供してくれるのかどうかで、子どもたちが行くのか行かないのかを判断したり、親からすると、安全なのか、あるいは親の都合に合わせて受け入れてくれるのかとか、そういった観点で親も子どもも対応しているということが実情としてはありますので、ここで非常にいい意見が出て、なかなかそれを実際に全市的に展開するときには、いろいろなハードルが、実は市民の中から起こってくるというようなことがあるのではないかなという気がします。

例えば、私の地域の子ども会でも、子どもたちがやはり自分たちで自治活動をしていくのが大切だからと、話し合いをしながらといっても、役員のほうが出て行く回数が増えるので、「いや、例年どおりがいいんじゃないか」とか、自分たちで自分たちの子どものための活動も時間を割いたり、手間をかけたりしないとか、あつたりして、なかなか実際、進めていくのは難しいという部分を感じたりすることがあるのですけれども。

どうでしょうか。一番、キーになるというか、このポイントは放課後の居場所ということがきちっと確保されると、あるいは家庭の中で十分な条件にないという子どもたちも、その中でいろいろなことを学び取ったり、受け止めてもらえたり、あるいは人間関係を学ぶことによって学校だとかいろいろな育ちにつながっていくという機会になっていくのではないかと思うのですけれども、ここを一番進めていくのが非常に難しいというか、人の配置の問題をどうしていくのかというものの厳しい状況ですね。

ボランティアでは、まず、いかになくて、やはりある程度のお金と信用をきちっとかけないとうまくいかないよというのが、負の実態での成果ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員： どういう立場で論議に参加すればいいのかなと思っていたのですが、要は2番目で「放課後の居場所づくりのあり方について」という視点が、誰の立場でどういう意図で議題としてあがるのかというのがはっきりしないんですよ。

要は、例えば共稼ぎの家庭が多いと、特に小学校の低学年になると、でも帰るのが4時ぐらいなんです。先ほどどなたか言われましたが、いわゆる低学年でも黄色い帽子をかぶって帰っている子どもたちが…。1年生なんですけど。私が見る範囲では4時ぐらいなんです。当然、家に帰るのが、遊びの後、4時半になると。以前の1、2年生とちょっとやはり帰宅時間のイメージが違うのかなと。それから差し引いて、では残りの時間がどれぐらいあつて、それをどう位置付けるかという話も出てくるのですが、子育て支援という立場であるならば、特に保護者が安心して、仕事が終わるまでどこかで預かっていただけると。そうすると、

何かなし面倒を見てもらえばいいということで、そこでは質が若干薄まるのかなと。

あるいは、委員から放課後の開放の話が出ましたが、安全だけ確保できれば、警備員みたいな方がおられればいいのかと。ところが、支援の必要な子どもたちにとっての居場所と考えていくと、単なる監視役ではなくて質の問題が出てくると。そうすると当然お金のかかった人材が必要になると思います。

そうすると、やはり行政がどういう立場で放課後の子どもたちを位置付けて、どういう子どもたちを、どういう場所で、どういう形で支援していくかということをはきちと整理していかないと、遊びをつくってあげればいい、ゲームをなくすような形の別の遊びを提供すればいい、ボランティアをつくれればいい、リーダーをつくれればいい、という話も、それはそれであるとは思いますが、基本的に放課後の居場所づくりのあり方というのがどういう視点なのかということをはっきりしないと、先ほどからちょっとものが言いにくいと思っていました。

できれば子育て支援ということで考えていくならば、学校側のほうになると当然、もう今は、学校警備員さんはいなくなったのですが、夕方からある程度夜の8時ぐらいまでみていただけるような警備員を配置するとか、先ほどの委員の意見を聞きながら、もっともだなどと思っていたのですが、そういう方たちを必要とするならば、学童にしる、地域センターにしる、行政が質の高い方をそれなりに予算を配置しながらみていくということを考え、役割を果たしていただければ助かるなど思いながら話を聞いていました。

座長： 一通り意見が出たようですので、全体の中で再びこの放課後の居場所づくりということなんかも位置付けながら、次回以降まとめていくということにしたいと思います。

それでは、次の最後の3つ目の議題に進みたいというふうに思います。

議題3「北九州市の教育のあるべき姿・目指すべき姿について」です。

この会議も「6つの視点」に基づき個別の議題を設定した上で議論するという形で10回の会議を重ねてまいりました。今回、「心の育ち」や「放課後の居場所づくり」という2つの議題について議論し、また皆さんから意見を出していただきましたので、個別のテーマに基づく議論は今回で一区切りという形になります。次回の会議以降は、これまでに各委員から出された意見をまとめていきながら整理していきたいというふうに思っています。

また、事務局からも説明があるかと思いますが、北九州市のほうでも、これからの教育のあり方について、市民との意見交換の場としてタウンミーティングが予定されていますので、教育改革会議としても議論を整理していく必要があるというふうに考えています。

本日も、次回会議の議題の頭だしという意味で、事務局が資料を用意していますので、説明していただこうと思います。

それでは事務局のほうから、よろしく願いいたします。

事務局： それでは説明させていただきます。申し訳ありません、座って説明させていただきます。

座長のほうからも、今後の会議の進め方についての話しもありましたので、先に会議の今後の開催日程等についてご説明したいと思います。「資料2-2」をご

覧下さい。

第1回から10回まで、6つの視点に基づき個別の議題を設定して議論を進めてまいりました。裏側の2ページをお願いいたします。今後は、平成20年度内に議論のまとめをいただくスケジュールで、次回以降まとめに向けたご議論をいただきたいと考えております。

また、次回第11回会議の後、10月21日(火)には、市長と市民との対話型集会でありますタウンミーティングを「市民とともに考える”子どもの未来をひらく教育“」というテーマで開催する予定となっております。そのタウンミーティングでは、この教育改革会議での議論の状況について恒吉座長から報告していただき、参加された市民の皆さまからも今後の教育のあり方などについて意見をいただくというふうと考えております。次回第11回会議では、これまでの議論を中間的に整理していただきたいと考えております。

それでは、資料2「北九州市の教育のあるべき姿・目指すべき姿について」をご覧ください。

今回お配りしているものは、今後のまとめに向けた本市教育のあるべき姿についての基本的な考え方、方向性、これまでご議論をいただきました6つの視点ごとの方向性といった、教育改革会議での議論の全体像をまとめた、たたき台の資料となっております。

この資料は、第8回会議でもお示しして、ご議論いただいた時と同じものでございます。第8回会議では、この資料の主に上の2つのブロックの部分。「北九州市の教育のあるべき姿、目指すべき姿」というブロックで整理した「北九州市の教育の理想像」。次に、その下の「本市の教育の目指すべき方向性」というブロックで整理した「理想像を踏まえつつ、今後、施策を展開するにあたっての基本的な方向性」についてご説明し、ご議論いただいたところでございます。

そのご議論の中で、目指すべき子ども像に「思いやりの心」や「徳力」といった心の側面を強調すべきであるといったご意見などを頂きました。その時に各委員にいただきましたご意見は、資料2-1「第8回会議で出された主な意見(抜粋)」のほうにまとめてございます。

本日の会議で、「青少年の健全育成や心の育ち」、「放課後の居場所づくり」に関するご議論などをいただきましたので、第8回会議で出された意見なども含めて、資料を再度修正いたしまして、次回第11回会議で、6つの視点ごとの目指すべき方向性も含めてご議論していただきたいと考えております。

それでは、資料の内容についてご説明いたします。

資料の一番上の「北九州市の教育のあるべき姿・目指すべき姿」といたしまして、まず「目指すべき子ども像」を掲げ、「学校」「家庭」「地域」がそれぞれの役割を持って連携を図るという形で「北九州市の教育の理想像」を示しております。

次のブロックでは、「本市の教育の目指すべき方向性」としまして、その「理想像を踏まえつつ、今後、施策を展開するにあたっての基本的な方向性」を4つに整理しております。また、同じブロックの中の「各主体の姿」は、基本的な方向性の中で重視している「満足度を高める」という点をさらに掘り下げまして、児童・生徒など、各主体をどのような姿にもっていけばよいかという視点から整理したものでございます。

一番下のブロックは、これまで説明しました理想像や基本的な方向性に沿う形で、6つの視点ごとに施策の方向性を整理したものでございます。

上の2つのブロックについては、第8回会議でもご説明したところですが、一番下の6つの視点ごとの方向性については、概要の説明でございましたので、今回、具体的な形で説明をさせていただきます。

まず、「1. 確かな学力と体力」の視点の方向性は、基本的な生活習慣の定着の重視、基礎的な学力・体力の習得が重要というご意見なども踏まえまして、学校、家庭、地域が真に連携し、子どもの発達段階に応じた学力・体力の育成に取り組むという考え方のもとに、太いゴシック体で記載しております部分、基礎的な学力、体力の向上のための取り組みの推進、継続的な授業改善、の基本的な生活習慣や家庭学習の定着など、家庭の教育力の向上、の食育を通じた基本的な生活習慣の定着、健全な心身の育成、の子どもの教育への全市民的な参画、といった4つの方向性を示しております。

そのうち、例えば、の方向性の中では、具体的な取り組みとして、前回会議でもありましたように、体力向上のための方策として、運動、スポーツを体験する機会を増やすことの重要性などのご意見も出されたところでございまして、丸ポツの体力向上のためのプロジェクトの推進などが考えられます。

また、家庭教育の重要性や、特に就学前の教育での家庭の果たす役割は重要であり、そのためには企業の協力、行政を含めた取り組みが必要であるといったご議論がなされたところであり、やの方向性の中で、保護者の理解促進、声の届かない保護者への一層の働きかけといった取り組みが必要になると考えられます。

次に、「2. 子どもの特性を伸ばす」の視点の方向性は、北九州らしさ、北九州への誇りを意識した人材育成。今まで、また、ほかとは違う特色ある学校づくりが重要であるというご意見なども踏まえまして、子どもの持つ可能性を引き出し、児童・生徒が高い目的意識を持つことができる仕組みをつくるという考え方のもとに、の児童・生徒が高い目的意識を持つ仕組みとして、特色ある学校づくりの推進、の北九州の特性を生かした環境やモノづくり、国際理解教育の推進、の勤労観や職業観の育成、キャリア教育の充実、の学校以外での活動も視野に入れた取り組み、といった4つの方向性を示しております。

そのうち、例えば、の方向性の中では、具体的な取り組みとして、丸ポツの部活動の強化や、小中一貫的教育の検討といった項目が考えられます。また、の方向性の中では、次代の子どもたちが東南アジア、中国との交流を担うような北九州らしい教育を目指してはどうかという議論もありましたことから、丸ポツの環境やモノづくりなど北九州の特性を活かした教育といった取り組みが必要と考えられます。また、の方向性の中では、前回、スポーツなどにおいて本物を見る、触れる、感じることの重要性についても議論されたところであり、丸ポツのスポーツ、文化、芸術など本物に触れる機会を増やすための取り組みが必要と考えられます。

次に、「3. 学校の力をさらに高める」の視点の方向性は、教員が子どもと向き合う時間とゆとりの確保が重要というご意見なども踏まえまして、教員一人ひとりの能力、学校の組織力を高め、学校が本来持つ力を発揮させるという考え方のもとに、の教職員が児童・生徒に向き合う時間をさらに増やし、一人ひとりの教員が優れた能力を発揮できる体制を構築する、の学校長を中心とした学校の経営力の強化、組織力の向上、の保護者や地域からの支援を得るための仕組みづくり、の児童・生徒の活動意欲を高める拠点としての学校づくり、といった4つの方向性を示しております。

そのうち、例えば の方向性の中では、具体的な取組みとして、丸ポツにあり
ます学校問題対応支援体制の充実、優秀な教員を確保するための仕組みづくりと
いった項目が考えられます。また、 の方向性の中では、丸ポツの学校図書館な
どの充実といった項目が考えられます。

次に、「４．学校や地域の教育活動を市民の力で支える」の視点の方向性は、学
校・保護者・地域の問題共有、地域全体の教育力の向上が重要であるというご意
見なども踏まえまして、学校主体の教育活動から学校を軸とした教育を実現でき
る地域をつくるという考え方のもとに、 の学校の教育活動を積極的にオープン
にし、地域住民を巻き込んだ学校運営を実現する、 の既存の制度を積極的に活
用し、できる地域からできるレベルの取組みを推進する、 の学校を拠点とした
活動に幅広い市民の参加を促す仕組みづくりを進める、といった３つの方向性を
示しております。

そのうち、例えば、 の方向性の中では、具体的な取組みとして、丸ポツの学
校の積極的なオープン化といった項目が考えられます。また、 の方向性の中
では、具体的な取組みとして、学校評議員制度や社会教育主事など既存の制度・人
材の積極的活用といった項目が考えられます。また、 の方向性の中では、会議
の中で、民間企業の中にも学校授業に協力できる人材が存在することや、地域の
ボランティアの学校での読み聞かせ活動がなされていることなど、授業など教育
活動も含めた部分にも積極的に地域の人材を活用すべきというご意見をいただい
たところであり、具体的な取組みとして、スクールヘルパー制度の充実など地域
の人材の活用といった項目が考えられます。

次に、「５．心の育ちの推進」の視点の方向性は、心の教育・道徳教育が重要と
いうご意見なども踏まえまして、すべての人が、人を思いやる心もち、ルール
やマナーを守ることが当たり前の地域という考え方のもとに、 の家庭での教育、
幼稚園、保育所、学校、地域での経験を通じて自尊心、他を思いやる心を醸成す
る仕組みの実現、 の不登校・いじめにきめ細やかに対応する社会の実現、 の
教室の規律保持、 の有害情報などにより、子どもたちを危険にさらさない、危
険に直面したときに適確に対応できる子どもの育成、家庭の支援、 の社会全体
で子どもを見守る体制の構築、といった５つの方向性を示しております。この部
分に関しましては、本日も議論いただきましたので、その内容に応じて修正をし
ていきたいと考えております。

最後に、「６．特別支援教育の充実」の視点につきましては、３月に中間的な意
見のとりまとめをいただきましたので、その内容に沿って整理しております。障
害の有無にかかわらず、すべての人が生き生きと活躍できる社会という考え方
のもとに、 の共生社会の形成に向け、障害のある子どもを包容するとともに、す
べての子どもたちの健やかな成長に応える教育の実現、 の障害のある子どもを
包容する教育（インクルーシブな教育）の推進に当たって、障害のある子どもの
地域生活を支援していく関係機関との連携の充実、 の教職員、保護者、市民、
関係機関への理解啓発の推進、といった３つの方向性を示しております。

以上が、「資料２」の主に各視点での目指すべき方向性についての説明でござい
ます。

次回会議では、本日の会議のご意見などを反映させたものをお示しいたします
ので、この資料につきましては、まとめに向けた会議の全体像として、ご参照し
ていただければと思います。また、委員の皆さまには次回以降の会議におきまし

て、具体的な施策についてのご意見もいただければと思っております。以上で事務局からの説明を終わります。

座 長： ありがとうございます。事務局から資料の説明がありましたけれども、次回第11回会議では、以前も少しやりましたけれども、一定のまとめをしていきたいというふうに思っています。課題の設定をせずに自由協議という形で整理をしていきたいというふうに考えています。

委員の皆さまには事前に、本日の議論を踏まえ修正したまとめの資料を送付したいと思いますので、資料をご覧いただき、ご検討をしていただくようお願いいたします。また、必要に応じて、事務局のほうから資料の内容の説明などをしていただくことも考えておりますのでよろしくようお願いいたします。

事務局からの説明で分かりにくかった点、あるいはご意見やご質問などあれば、出させていただきたいと思えます。

委 員： 今、各委員の発表の時間をくださるということでしたけど、私、いただいていませんので、もうそれはないのですかね。

座 長： 全体の中で、一定の自由討議の中で、コメントだとかという形で……

委 員： 資料も用意をしていたんですね。1回もお声がかからないからですね、いいのかなと思ったのが1点。

それと、この10年後のあるべき姿という部分について、私の思うところを言わせていただきますと、これ、非常に難しいです。単純に難しい。これは現場の先生方、教育委員会の方々はこのを見て、方法論として、これがあるというのは分かるんですけども、一般市民、各家庭の家族の方々に見せるには、もう少し分かりやすくしてほしいなど、これが副題として説明書としてあるのはいいのですが、目標とする部分はもっと明確に分かりやすくつくることが1点です。

その中で、10年後のあるべき姿というよりも、子どもたちの10年後、こんな大人になってほしいということではないかと、僕は思っていたんです。教育の方法論ではないんですよ。10年後の北九州っ子はこんなになっていると。今、10歳の子が20歳になった時は、私たちが理想とするこういう大人になっているために、今ここで、何をするのかということ、この中にまとめてほしかった。

そして、20歳になった北九州で育った子どもたちが、こんな立派な青年になったという、するために、今、10年前これをやったから、こういう子がたくさん生まれたんだというか、育ったんだという形に変えられませんかという気がするんですよ。

だから、こんな大人にするために、こんな教育をしているというふうに、これを書けませんか。これはただ、私の意見ですけど、そう思いました。

委 員： 書いてあることはすべてもっともなんです。ですから、そのとおりなのですが、多分目指す子ども像を、東京っ子、北海道っ子、札幌っ子としても、多分間違ではないと思えます。ですから、これらはすべて押さえた上で、特に北九州として何をすべきかというところを、きっちり何か打ち出さなければいけないのではないかとというのが1点です。

もう1点は、一番下の3 - 1「学校の力をさらに」とございますね。ちょっと、非常に持って回った表現ではないかと思うのです。ひょっとして、教職員が児童生徒に向き合う時間をさらに増やしということであれば、今以上に先生たちが忙しくなるというふうに解することもできると思うのです。

そういう間違っただけの解釈ができないように、例えば、少人数学級とか先生の増員、1人当たりの子どもの数の問題とかを、きちり定義したほうがいいのではないかなというふうに思います。

委員： 先ほど委員も言いましたが、子どもが思うのは、どういう社会人になるのかという、そのイメージ像が大切ではないかなというふうに思うのです。10年後の教育ということも大切なのですが、どういう社会人に、大人になってほしいのかということがあって、そこから向けて、どういう子どもでなければならないのかと、どういう教育をしていかなければならないのかという、その目指す方向の、教育というのはやはり、教育基本法にも書いていますが、社会に役立つ人間づくりということが書いてありますので、どういう大人になっていくのか、そこがはっきり描かれて、そのためにはこういう子どもを育てていかなければいけないと、そこら辺が明確にされていないまま、10年後の教育のあるべき姿ということは、逆に言えば、出てこないのではないかなと、そういうふうにちょっと思うのですけれども、いかがなんでしょうかね。

座長： 何かお気づきの提案、ご意見あれば。

委員： 不登校の問題なのですが、時間を割いてやっていただきたいのですよ。不登校といじめというのはリンクしているはずですから。何かさっと流れていったみたいで。これはどうしても必要なことですよ。西日本新聞には載っていないけど、読売新聞に載っていた全国平均34名に1人という不登校の実情ですよ。これを見まして、不登校をこんなに簡単に過ぎ去っていいのかなと、そのような感じがしております。

だから時間がありましたら、再度不登校の問題を具体的に追求してみたいものです。そのように感じます。以上です。

委員： 先ほど委員が言われていましたけど、性教育を履修している教員が全員ではないということをお聞きしまして、やはり言うとおこうと思いました。

実は先日、門司区のほうで生活支援課との連携会議がありまして、北九州市は10代の妊娠率が非常に高いんです。全国平均1.6%に比べて2.4%です。残念ながら門司区は最悪で3%越えています。こういったことを考えるにおいて、保健師のほうからも、私は実は学校保健のほうの区医師会のほうの担当理事もしておりますのでアプローチがありまして、「先生、これは何とかせんと危ない」ということで、去年ぐらいから連携をとっていますけれども、これはもう中学校から危ないんです。非常にもう、現実問題として、中学校から性交等があります。こちらのほうでは、中絶手術はしないで県外に出ているということをよく聞いております。

これは虐待の問題にもつながります。それから性感染症にもつながります。10代の慢性的繋ぐ行為と、簡単に片付けていいような問題ではないだろうと思いま

す。現在、H I Vの陽性率、届け出は900ぐらいになっていますけれども、これは届け出があったものであって、これは性交によって移っていくものですから、それがどの程度広まっているか。いわゆる貞操観念が低くなっている現在、これは非常に由々しき問題になっていくのだろうと思います。

東アジアは、非常にH I Vの感染率が増えていっています。年間、現在WHOが把握しているのは、H I V陽性が全世界で3,300万人です。新規の患者が毎日6,800で、亡くなっているのが5,500~5,600という現状にあるようです。これは今のところ治療はありませんから、発症予防するためにずっとお薬を飲まないといけないような状況になっています。

性交するたびに広まっていく恐れがあるので、保健教育、特に感染症、はしかも非常に問題になっていますけれども、ここにぜひとも保健教育の充実ということで入れていただきたいと思います。

委員： この性教育の問題の研究等をされているのは、杏林大学の照屋教授だったでしょうか。今、他の委員からもお話がありましたけど、現状、ものすごいんですよ。単純に言いますと、体から入るのです。心ではなしに体から入っていきますから、全然、無防備で感染が広がっているというのが現状なんですね。

それともう1つは、薬物です。これも結構、大きな隠れた問題なのです。これは注射器を使っているというので、感染が広がってきているという部分も、避けては通れないところではないかなと思うのですけれども、ぜひその辺のところも踏まえて考えていくべきではないかと。

委員： 全体のまとめ方で少し意見があります。今日ずっと話を聞いていて、やはり非常に規制が多いというか、読んでいたら、これだけのことをやらせられたら、親も先生も子どもも大変だなと思わないですよ。

ですから、いったん規制を全部外してしまって、もう少し子どもたちに自由な発想をさせる。何かそんなことを、この中で1つでも2つでもいいのですが、書いておかないと、子どもたちがこれから10年後大人になったときに、今度自分たちの北九州を考えたり、北九州っ子ってどうあるべきだと考えたときに、多分何の発想も広がらないと思うんですよ。

今回の、9回か10回ぐらいの議論の中でいろいろな意見が出て、発散するのは非常にいいと思うのですけれども、その中に余りにも規制が多過ぎて、私とかもどう考えていいかよく分かりません。ということは、多分これを見た人は「ああ、多分つまらないことを書いてあるのかな」としか思わないと思うのです。

だからやはり、規制というのを極力排除したところで、こういった可能性があるんだよとか、こんなことで新しい北九州の子どもたちが育つんだよという、何かメッセージを送らないと、何のための会議だったかさっぱり分からないような気がします。私は民間人として、「いろいろな規制があります、いろいろな大変なことがあります」というのを、おなかいっぱい理解させられたような気分がするんです。

だからやはり、そこら辺はちょっと外していかないと、多分これ、委員も言われていたのですが、一般の人たちが読んでもさっぱり分からないし、先ほど委員が言われたように、別にここは東京でも大阪でも、極端なことを言うとシンガポールでもメキシコでもいいわけなんですよ。

だからその辺りをちょっと皆さん、ぜひ考えていただきたいなと思います。

座長：先ほども申しましたけれども、必要に応じて事務局の方から資料の内容説明などをしていただくということを考えていますので、来月この会議がなくて、再来月の初旬に次回会議となりますので、来月1カ月の期間を使ってこの全体のまとめの作業をしていく、ならびにそれぞれ個別に確認をしていったり、相談をしていくという期間を1カ月とりたいというふうに思っていますので、その中で皆さま方にもそれぞれ相談をしていただきながら、ご意見もまた伝えていただければというふうに思っています。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。最後に事務局から連絡事項等あればよろしく願いいたします。

事務局：長時間にわたるご議論ありがとうございました。事務局から4点ご連絡いたします。

まず1点目、次回、第11回会議の開催日程でございます。日程調整の結果、10月6日、月曜日14時、午後2時から開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。場所につきましては、本日と同じ小倉リーセントホテルになりますけれども、会場は、2階の玄海の間にて予定しております。

2点目でございます。次々回、第12回会議の日程調整につきましては、11月17日の週で調整させていただいているところでございます。日程調整が出来次第、ご連絡させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

3点目でございます。先ほども説明いたしましたけれども、これからの教育のあり方についての市民との意見交換の場として、タウンミーティングの開催を予定しております。開催日時は、10月21日午後6時30分から、場所は北九州国際会議場で予定をしております。この「子どもの未来をひらく教育改革会議」からは、恒吉座長に代表としてパネリストとして参加していただく予定としております。各委員の皆さまにも、ぜひご出席いただきたいと考えております。また、チラシ等できましたら、改めてご通知させていただきたいと思っております。

最後に、委員の皆さまには、事前資料をお送りする際に、北九州市基本構想・基本計画の中間取りまとめを参考送付させていただいております。この中には、教育に関する部分もございます。今後の議論の参考にしていただければと存じます。

事務局からは、以上でございます。

座長：では、次回、第11回会議は10月6日、月曜日に会議を開催するという、それから、第12回会議は日程調整を行うということです。委員の皆さま方には10月のスケジュールの確保をお願いします。また、タウンミーティングが10月21日に開催されますので、これにつきましても委員の皆さま方もぜひ参加をお願いしたいということでした。

それではこれで、「第10回子どもの未来をひらく教育改革会議」を閉会させていただきます。皆さま、ご協力どうもありがとうございました。